

第 3 期
鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画
【素案】

令和 7 年 3 月

鈴鹿市

はじめに

(市長あいさつ)

令和7年3月

鈴鹿市長 末松 則子

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
(1) 法令の根拠.....	2
(2) 計画の性格.....	2
(3) 関連諸計画との関係.....	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制	3
(1) 計画策定の体制.....	3
(2) 計画策定の方法.....	3
第2章 子どもと親を取り巻く状況	7
1 統計からみた鈴鹿市の現状と推移	7
(1) 総人口の推移.....	7
(2) 子どもの人口（年少人口）の推移.....	8
(3) 外国人市民の推移.....	9
(4) 外国にルーツのある子どもの人口（年少人口）の推移.....	9
(5) 出生数・出生率の推移.....	10
(6) 世帯の推移.....	11
(7) 人口動態.....	12
(8) 女性の労働力率の推移.....	13
2 教育・保育の状況	15
(1) 教育・保育事業の状況.....	15
(2) 小学校の状況.....	17
3 アンケート調査結果	18
(1) アンケート調査の概要.....	18
(2) アンケート調査結果の概要.....	19
4 データからみる本市の傾向	35
(1) 少子化の進行、子どものいる世帯の減少と継続的な転出超過の傾向.....	35
(2) 女性の労働力率の上昇、就労している母親の増加.....	35
(3) 外国にルーツのある子どもの増加.....	35
(4) 教育・保育事業や保育サービスのニーズへの対応.....	36
(5) 情報提供.....	36

第3章 計画の基本理念等	39
1 基本理念	39
2 基本的な視点	40
3 基本目標	40
4 施策体系	42
第4章 子ども・子育て支援事業の展開	45
1 教育・保育提供区域の設定	45
(1) 教育・保育事業の提供区域.....	45
(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域.....	45
2 「量の見込み」算出の内容	45
(1) 教育・保育事業.....	46
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	47
(3) 量の見込み算出フロー.....	48
3 認定区分と家庭類型	49
(1) 子どものための教育・保育給付認定の区分.....	49
(2) 子育てのための施設等利用給付.....	50
(3) 家庭類型.....	52
4 子どもの推計人口	54
5 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保	55
(1) 教育ニーズ：1号認定、2号認定（教育ニーズ）	55
(2) 保育ニーズ：2号認定.....	56
(3) 保育ニーズ：3号認定（0歳児）	57
(4) 保育ニーズ：3号認定（1歳児、2歳児）	58
(5) 保育利用率：3号認定（0～2歳児）	59
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	60
(1) 利用者支援事業.....	60
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	62
(3) 妊婦健康診査事業.....	63
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	64
(5) - 1 養育支援訪問事業.....	65
(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	66
(6) 子育て世帯訪問支援事業.....	66
(7) 児童育成支援拠点事業.....	66
(8) 親子関係形成支援事業.....	67
(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	67
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	68

(11) 一時預かり事業.....	69
(12) 時間外保育事業（延長保育事業）.....	70
(13) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）.....	71
(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	72
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	74
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	74
(17) 妊婦等包括相談支援事業.....	74
(18) 産後ケア事業.....	75
7 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）.....	76
8 子ども・子育て支援事業の推進に向けた取組.....	77
(1) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	77
(2) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業との連携.....	77
(3) 障がい児施策の充実等.....	77
(4) 外国に繋がる幼児への支援・配慮.....	78
(5) 労働者の仕事と生活の調和に向けた支援.....	78
(6) 国・県等との連携.....	78

第5章 鈴鹿市放課後児童対策計画..... 81

1 計画の策定に当たって.....	81
(1) 計画の趣旨.....	81
(2) 計画の位置付け.....	81
2 本市における現状.....	82
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	82
(2) 放課後子ども教室.....	82
(3) 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室.....	82
(4) アンケート調査結果より.....	82
3 放課後児童対策の推進に関する事項.....	83
(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策.....	83
(2) 放課後子ども教室の実施計画.....	83
(3) 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量.....	83
(4) 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策.....	83
(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策.....	83
(6) 放課後児童対策に係る子ども部局と教育委員会の具体的な連携方策.....	83

第6章 第2期鈴鹿市子どもの貧困対策計画	87
1 計画の策定に当たって	87
(1) 計画の趣旨.....	87
(2) 計画の位置付け.....	87
(3) 子どもの貧困のとらえ方（計画における定義）	87
2 本市における子どもの貧困の現状	88
(1) 本市における子どもの貧困の現状把握の方法.....	88
(2) アンケート調査結果等.....	89
3 本市における課題	94
(1) 子どもの教育に関する課題.....	94
(2) 生活に関する課題.....	94
(3) 保護者の就労状況や経済状況に関する課題.....	94
(4) 相談・支援体制に関する課題.....	94
4 本市における取組	95
(1) 基本方針.....	95
(2) 具体的な取組への考え方.....	95
(3) 具体的な取組.....	95
第7章 計画の推進に向けて	99
1 計画の推進体制	99
2 計画の評価と進行管理	99
資料編	103
1 策定経過	103
2 鈴鹿市子ども・子育て会議委員名簿	104

A decorative graphic consisting of a grid of thin grey lines. The grid is composed of vertical and horizontal lines that are not perfectly aligned, creating a staggered effect. Scattered across the grid are several circles of varying sizes and shades of grey, from dark charcoal to light grey. The circles are distributed across the grid, with some appearing to be partially cut off by the grid lines.

第1章 計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では急速に少子化が進行し、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

このような状況の中、国は、2012（平成24）年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、2018（平成30）年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後の子どもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、2019（令和元）年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、子ども・子育てに関する法制度を整備しています。

さらに、2023（令和5）年4月に、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行するとともに、「こども家庭庁」が発足されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、行政を始め、地域社会全体で子どもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後3年間における少子化対策への集中的な取組が位置付けられ、「こども誰でも通園制度」の創設等、全ての子ども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進しています。

このような背景の中で、本市ではこれまで、国や県の動向を踏まえながら「第2期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（以下、「前計画」という）」を2022（令和2）年3月に策定し、「鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来 ～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～」の基本理念の下で、様々な子育て支援策に取り組んできました。

前計画が2024（令和6）年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や前計画の進捗状況、「鈴鹿市子ども条例（仮称）」に掲げる基本理念等を踏まえ、新たに「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）」を策定し、本市の切れ目のない子ども・子育て支援の充実を進めていくとともに、鈴鹿で育ち鈴鹿の未来を担う子どもたちの健やかな育ちへの支援ができる環境の整備を目指します。

2 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第 60 条で示す基本指針に則して、5 年を一期とする教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置付けています。

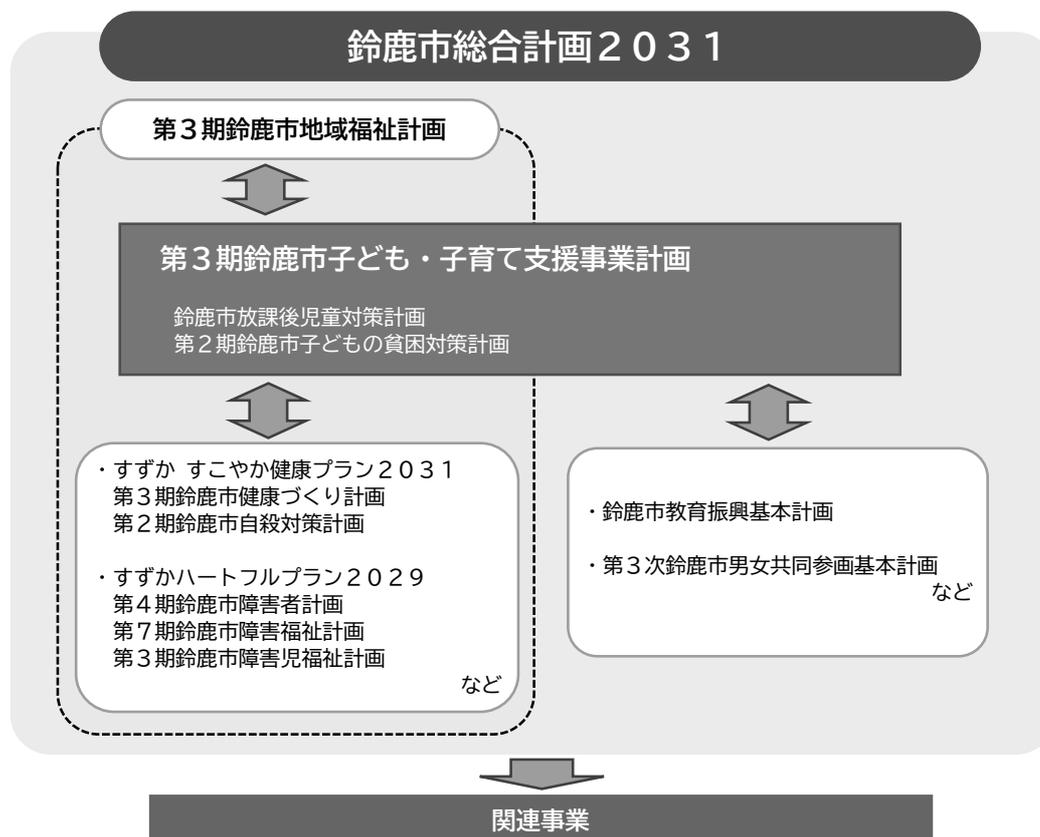
また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」としての位置付けも含むものとし、さらに「鈴鹿市放課後児童対策計画」及び「第 2 期鈴鹿市子どもの貧困対策計画」を一体のものとして策定します。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画 2031」における基本計画の施策を推進するための推進プランとして位置付け、策定するものです。

また、本市の福祉分野の上位計画である「第 3 期鈴鹿市地域福祉計画」をはじめ、「すずか すこやか健康プラン 2031」、「すずかハートフルプラン 2029」、「鈴鹿市教育振興基本計画」、「第 3 次鈴鹿市男女共同参画基本計画」等の関連計画との整合性を図るものとしします。

【図表 1-1 計画関係図】



3 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を一期とすることとされているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までとします。

【図表1-2 計画期間】

計画/年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
子ども・ 子育て支援 事業計画	第2期 子ども・子育て支援事業計画					第3期 子ども・子育て支援事業計画				
			中間 見直し							

4 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、子どもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点からの意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、子育て支援に関する関係機関、団体の代表者、学識経験者、子どもの保護者などで構成された「鈴鹿市子ども・子育て会議」において、意見聴取を行いました。

(2) 計画策定の方法

① 子育て中の保護者の現状・意向の把握

子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和5年度に「鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」を行いました。

なお、調査の概要は第2章に記載しています。

② 前計画における各事業の振り返り

前計画における各事業の現状や課題について検証し、事業の方向性をまとめました。

なお、各事業の内容は第4章に記載しています。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。



第2章 子どもと親を取り巻く状況

第2章 子どもと親を取り巻く状況

1 統計からみた鈴鹿市の現状と推移

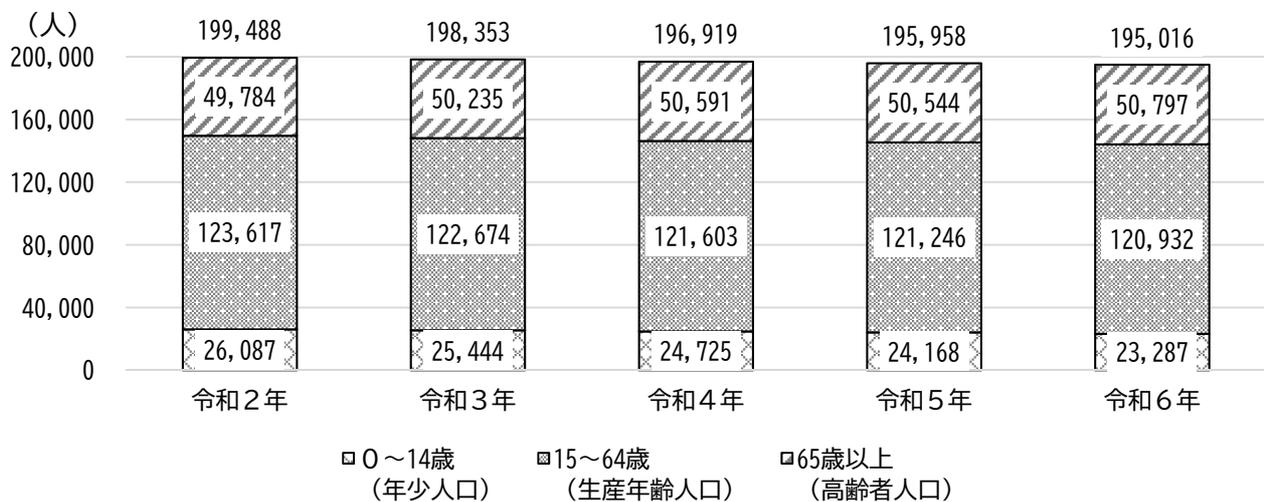
(1) 総人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、2024（令和6）年では195,016人となっています（図表2-1）。

年齢3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少が続いており、高齢者人口は増加を続けています。

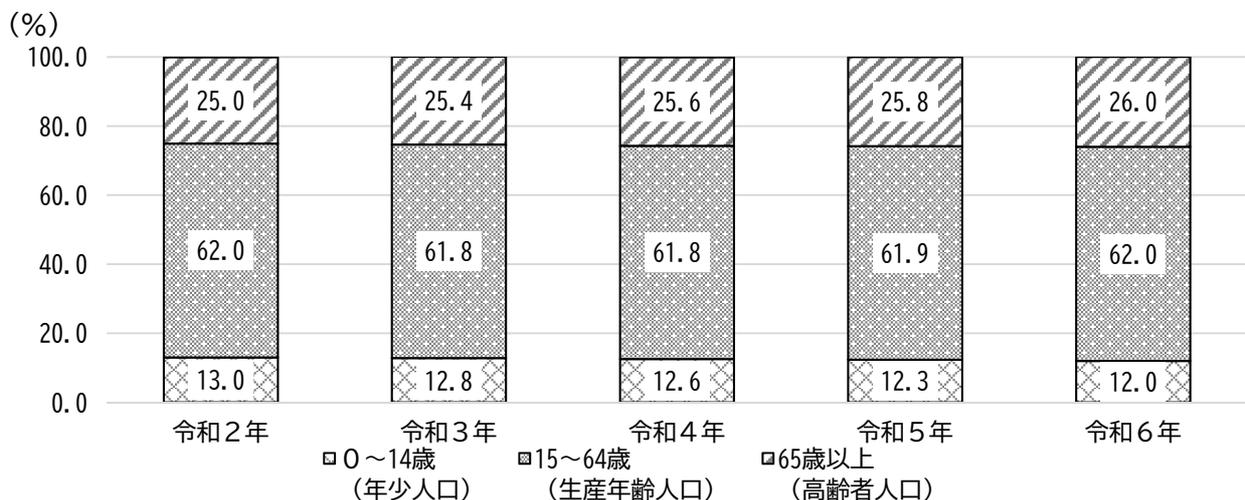
また、年齢3区分別人口割合を見ると、2024（令和6）年の年少人口割合は12.0%となっています（図表2-2）。

【図表2-1 年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

【図表2-2 年齢3区分別人口割合の推移】



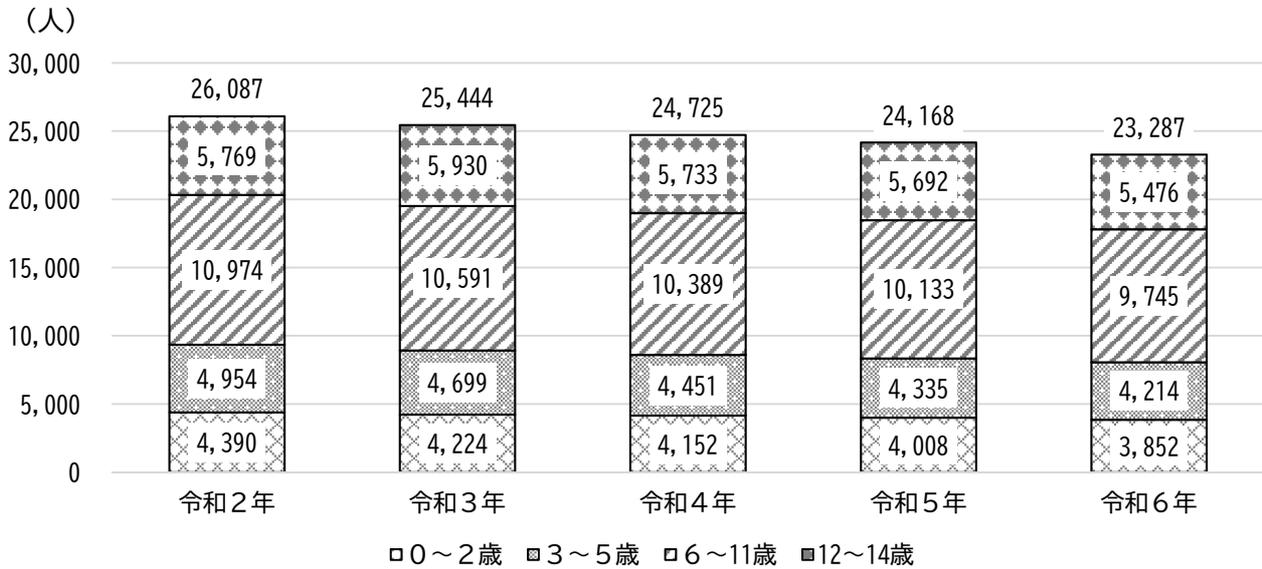
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 子どもの人口（年少人口）の推移

本市の子どもの人口（年少人口：0～14歳）の推移をみると、減少傾向にあり、2024（令和6）年では23,287人となっています（図表2-3）。

内訳をみると、2020（令和2）年から2024（令和6）年にかけて、0～2歳は538人、3～5歳は740人、6～11歳は1,229人、12～14歳は293人、それぞれ減少しています。

【図表2-3 子どもの人口（年少人口）の推移】



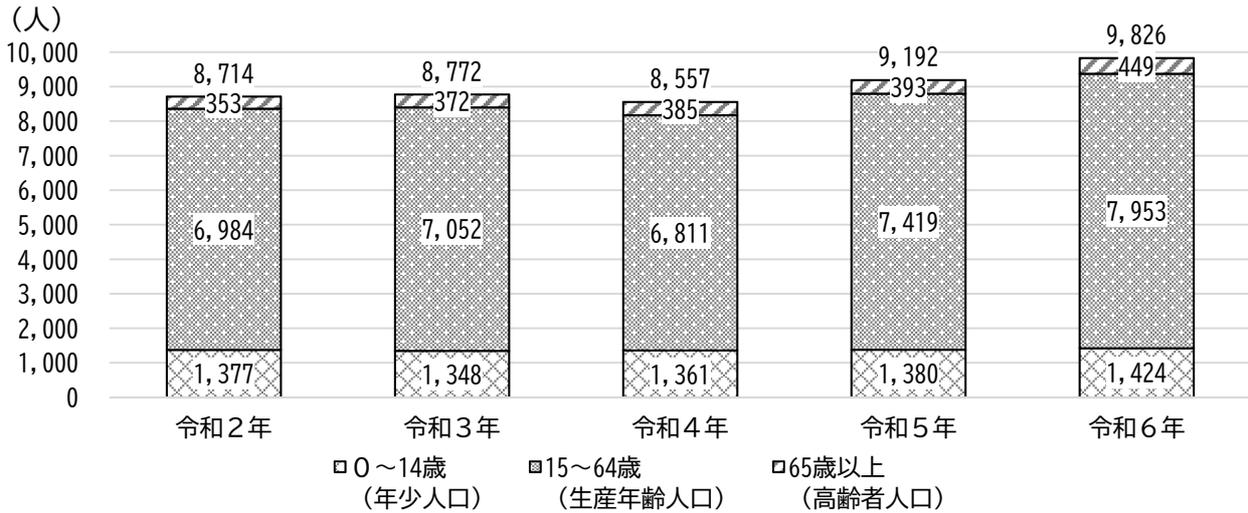
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(3) 外国人市民の推移

本市の外国人市民の推移をみると、増加傾向にあり、2024（令和6）年では9,826人となっています（図表2-4）。

年齢3区分別にみると、特に2022（令和4）年から2024（令和6）年にかけて子育て世代が含まれる生産年齢人口が1,142人増加しており、また年少人口も63人増加していることから、今後も外国にルーツのある子どもの増加が予想されます。

【図表2-4 年齢3区分別外国人市民の人口の推移】



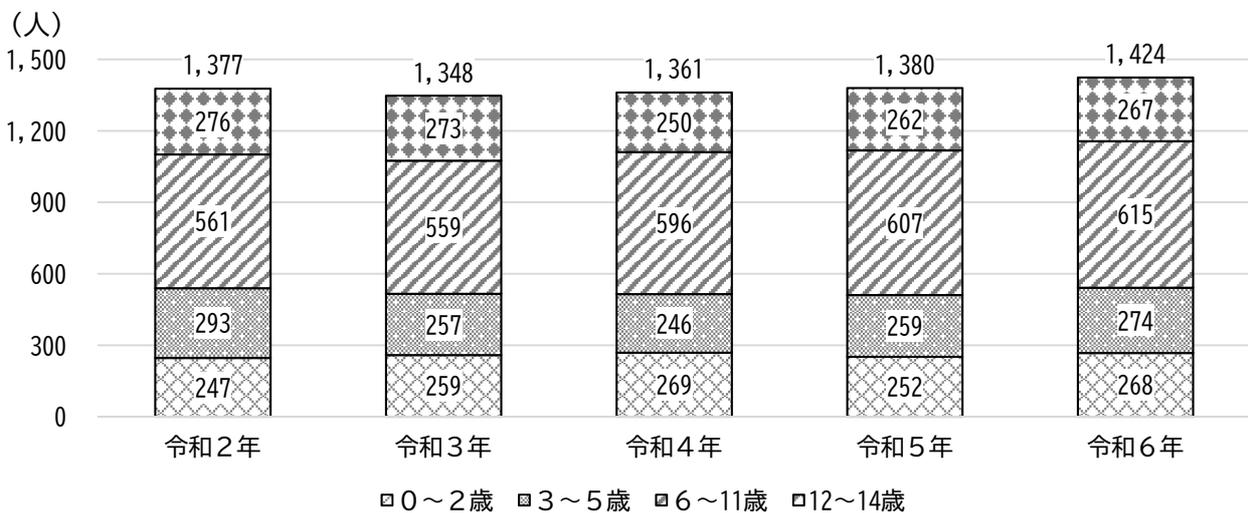
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(4) 外国にルーツのある子どもの人口（年少人口）の推移

本市の外国にルーツのある子どもの人口（年少人口：0～14歳）の推移をみると、全体では2021（令和3）年以降増加傾向にあり、2024（令和6）年では1,424人となっています（図表2-5）。

内訳をみると、2021（令和3）年以降は特に6～11歳人口が増加を続けています。

【図表2-5 外国にルーツのある子どもの人口（年少人口）の推移】



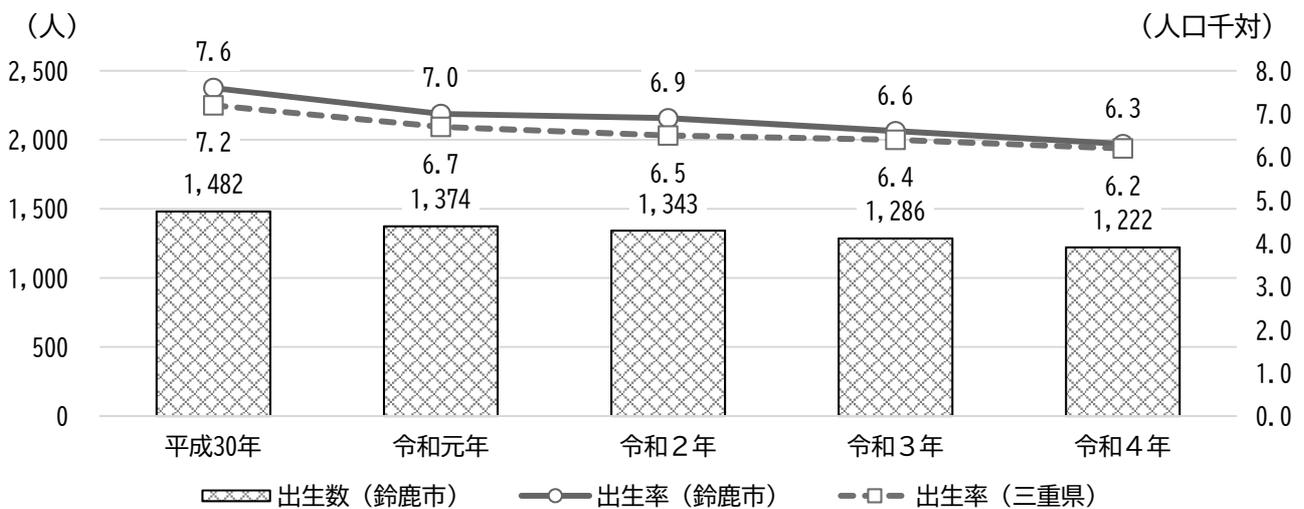
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

(5) 出生数・出生率の推移

本市の出生数の推移をみると、2018（平成30）年以降減少傾向にあり、2022（令和4）年では1,222人となっています。また、出生率の推移をみると、全体では減少傾向にあり、2022（令和4）年では6.3となっていますが、三重県よりわずかに高くなっています。（図表2-6）。

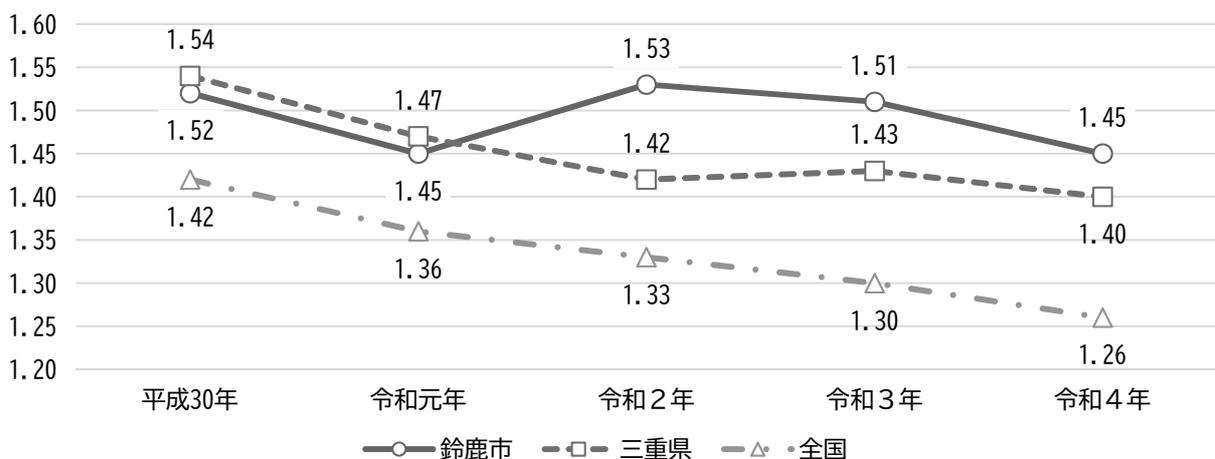
合計特殊出生率¹の推移をみると、2019（令和元）年に1.45まで減少したのち、2020（令和2）年には1.53まで増加しましたが、それ以降は減少傾向にあり、2022（令和4）年には1.45となっています。また、2020（令和2）年以降は国、県よりも高くなっています（図表2-7）。

【図表2-6 出生数・出生率の推移】



資料：三重県の人口動態（各年10月1日）

【図表2-7 合計特殊出生率の推移】



資料：全国・・・人口動態調査
三重県、鈴鹿市・・・三重県の人口動態（各年10月1日）

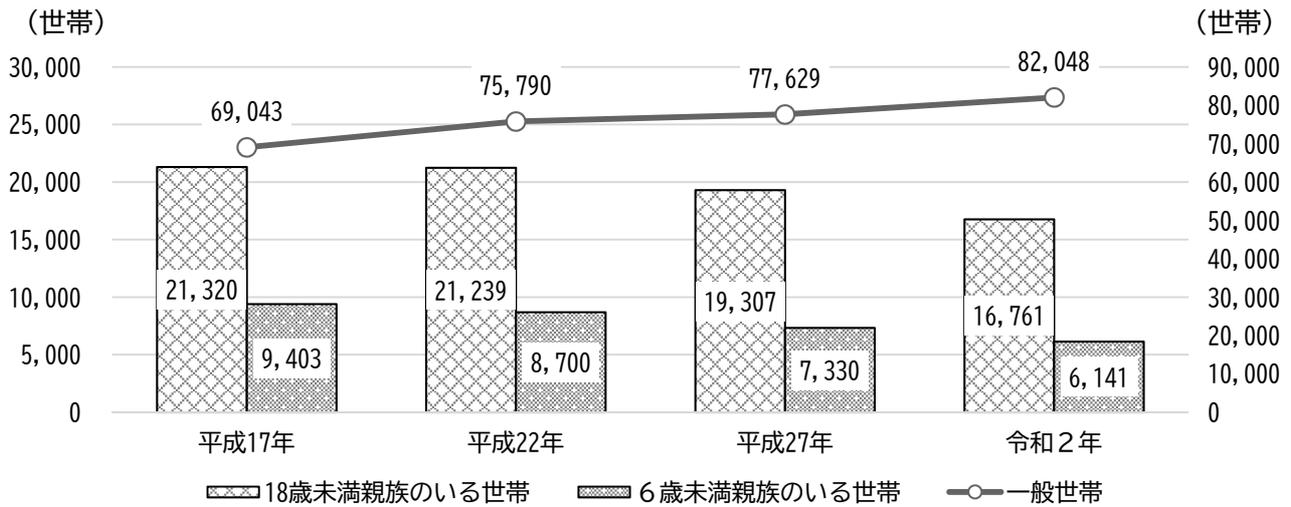
¹ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生数を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

(6) 世帯の推移

本市の一般世帯数²は増加傾向にあり、2020（令和2）年では 82,048 世帯となっています。一方、「18歳未満親族のいる世帯」、「6歳未満親族のいる世帯」はともに減少しており、一般世帯全体における「子どものいる世帯」の割合は減少しています（図表2-8）。

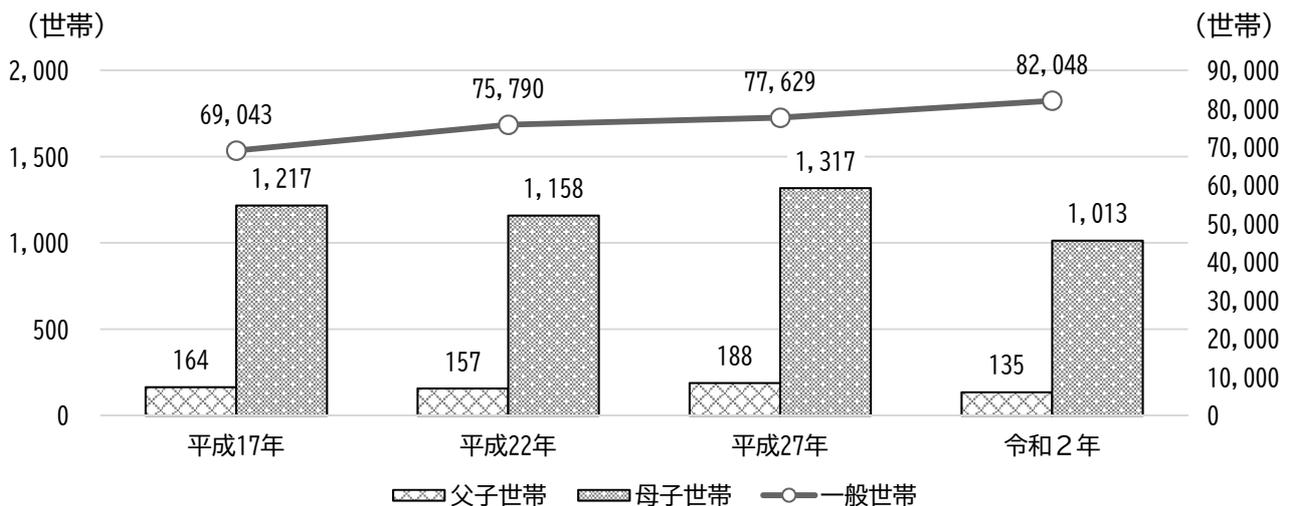
本市のひとり親世帯の推移をみると、2020（令和2）年では「父子世帯」が 135 世帯、「母子世帯」が 1,013 世帯となっており、いずれも平成17年以降で最も少なくなっています（図表2-9）。

【図表2-8 子どもがいる世帯の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日）

【図表2-9 ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日）

2 一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者等。

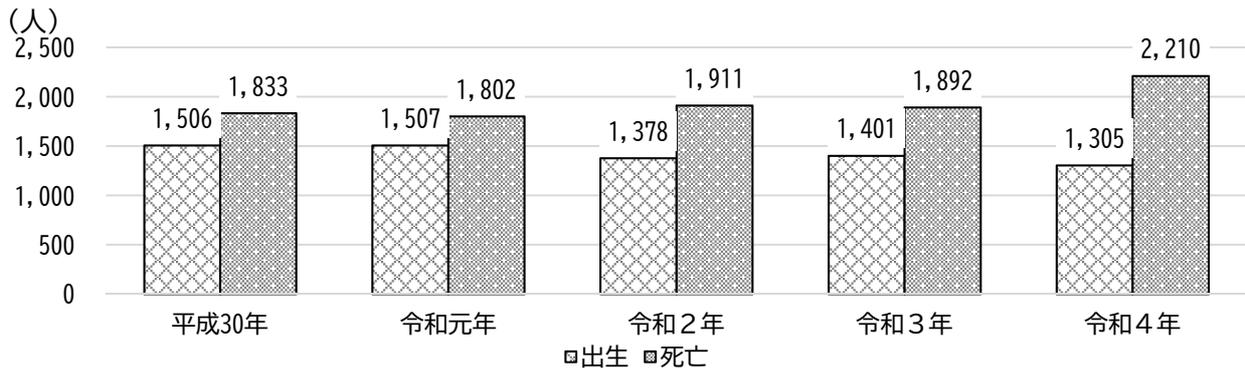
(7) 人口動態

本市の自然動態を見ると、2018（平成30）年以降は出生よりも死亡が超過しています（図表2-10）。

本市の社会動態を見ると、2019（令和元）年以降は転入よりも転出が超過しています（図表2-11）。

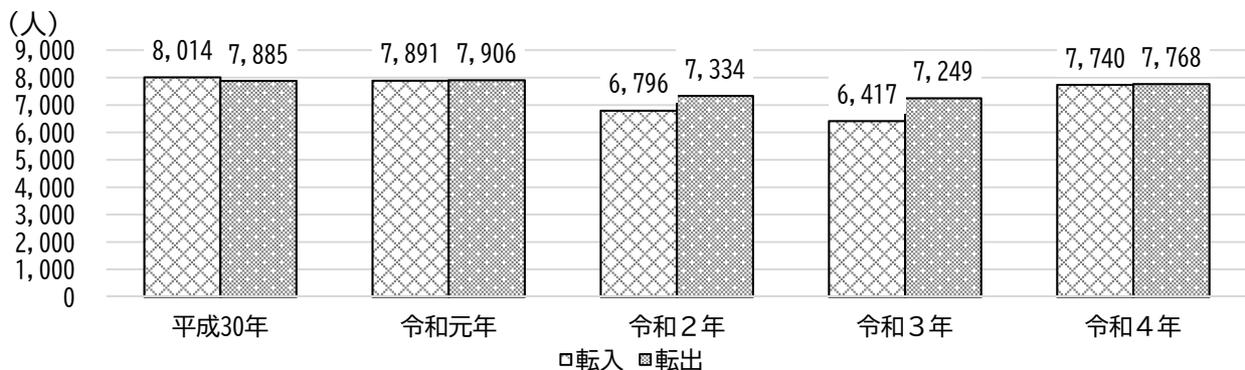
本市の人口動態を見ると、2018（平成30）年以降は人口減少が続いています（図表2-12）。

【図表2-10 自然動態】



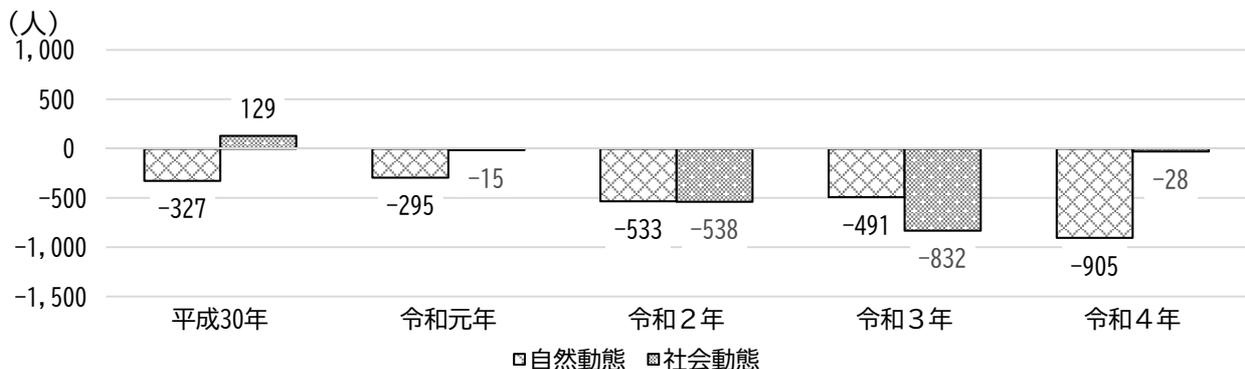
資料：鈴鹿市統計要覧

【図表2-11 社会動態】



資料：鈴鹿市統計要覧

【図表2-12 人口動態】

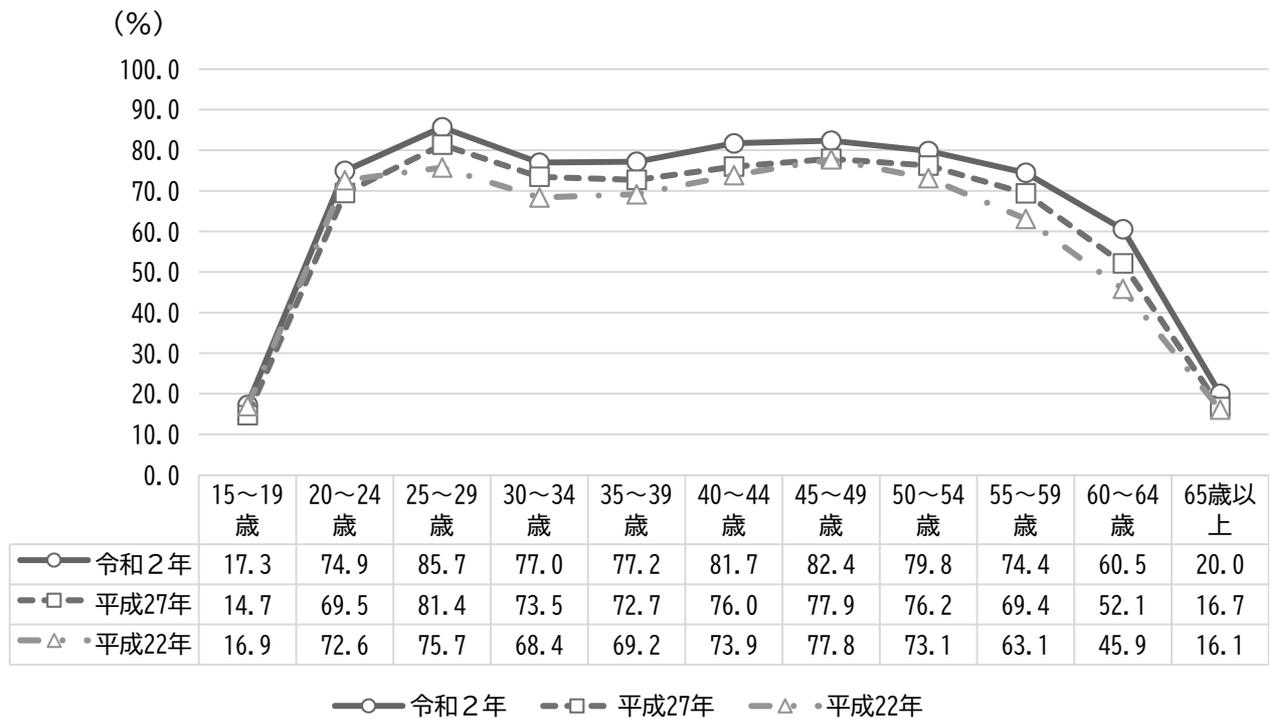


資料：鈴鹿市統計要覧

(8) 女性の労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率³をみると、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。経年の変化を見ると、2010（平成22）年から2020（令和2）年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に55～59歳、60～64歳の労働力率は10ポイント以上増加しています（図表2-13）。

【図表2-13 女性の労働力率の推移】

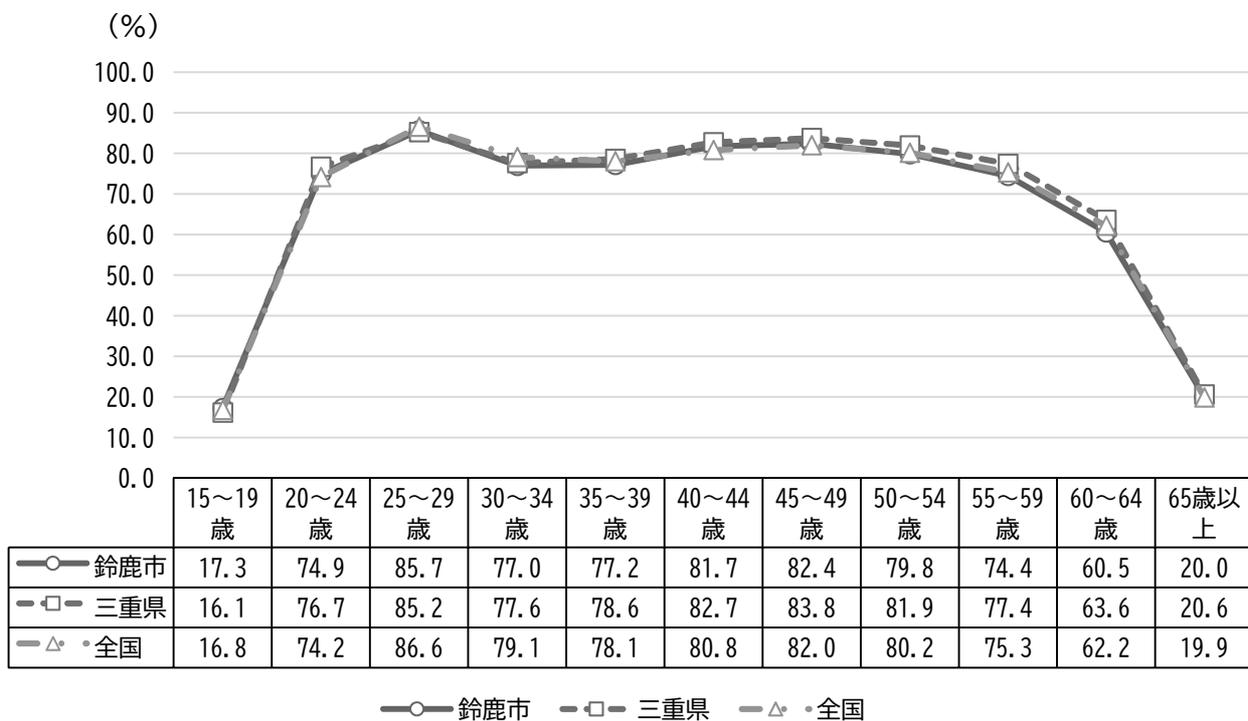


資料：国勢調査（各年10月1日）

3 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者・完全失業者の合計）の割合。
労働力の計算は「労働力人口」／（「総人口」－「労働力状態が“不詳”の人口」）

本市の2020（令和2）年の女性の年齢別労働力率を全国、三重県と比較すると、大きな差はみられません（図表2-14）。

【図表2-14 女性の労働力の比較（全国・三重県との比較）】



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

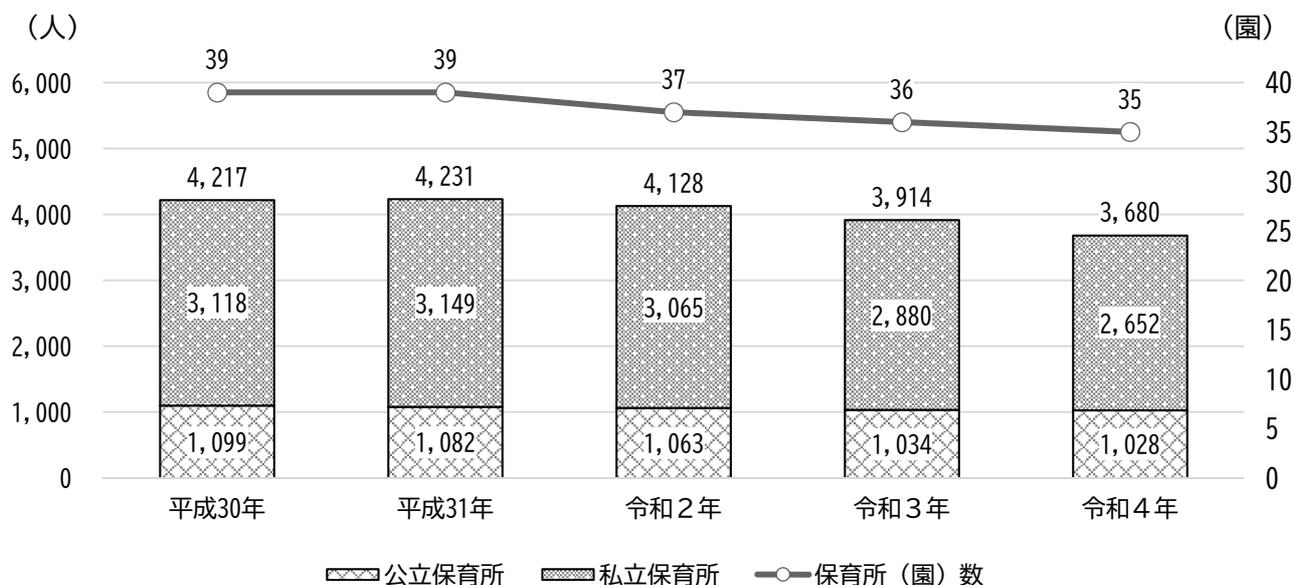
2 教育・保育の状況

(1) 教育・保育事業の状況

① 保育所（園）

本市の保育所（園）の児童の状況について、2019（平成31）年以降、幼保連携型認定こども園への移行に伴い、保育所（園）数及び保育所（園）児童数は減少しており、2022（令和4）年では3,680人となっています。（図表2-15）。

【図表2-15 保育所（園）児童数の推移、保育所（園）数の推移】



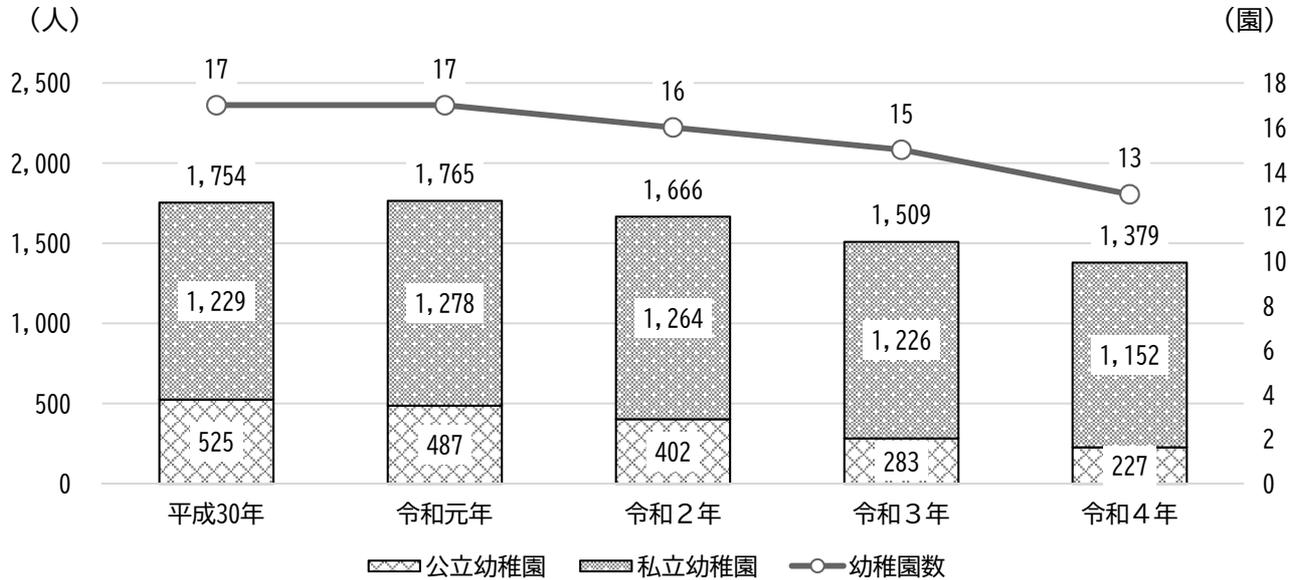
資料：鈴鹿市統計要覧（各年4月1日）



② 幼稚園

本市の幼稚園の園児の状況について、2019（令和元）年以降減少傾向にあり、2022（令和4）年では1,379人となっています。特に公立幼稚園は、幼児教育・保育の無償化の実施等により保護者ニーズが変化したことで、園児数が大幅に減少しています（図表2-16）。

【図表2-16 幼稚園園児数の推移、幼稚園数の推移】

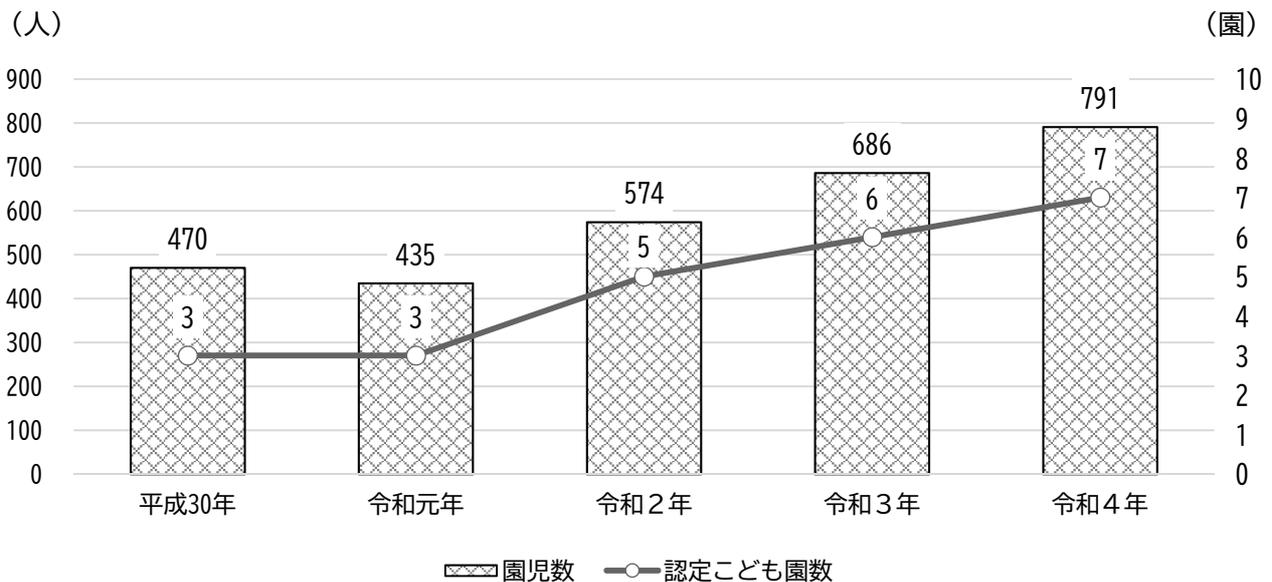


資料：鈴鹿市統計要覧（各年5月1日）

③ 幼保連携型認定こども園

本市の幼保連携型認定こども園の児童の状況について、2019（令和元）年以降認定こども園数が増加していることに伴い、児童数も増加を続けており、2022（令和4）年では認定こども園は7園、児童数は791人となっています（図表2-17）。

【図表2-17 幼保連携型認定こども園児童数、認定こども園数の推移】

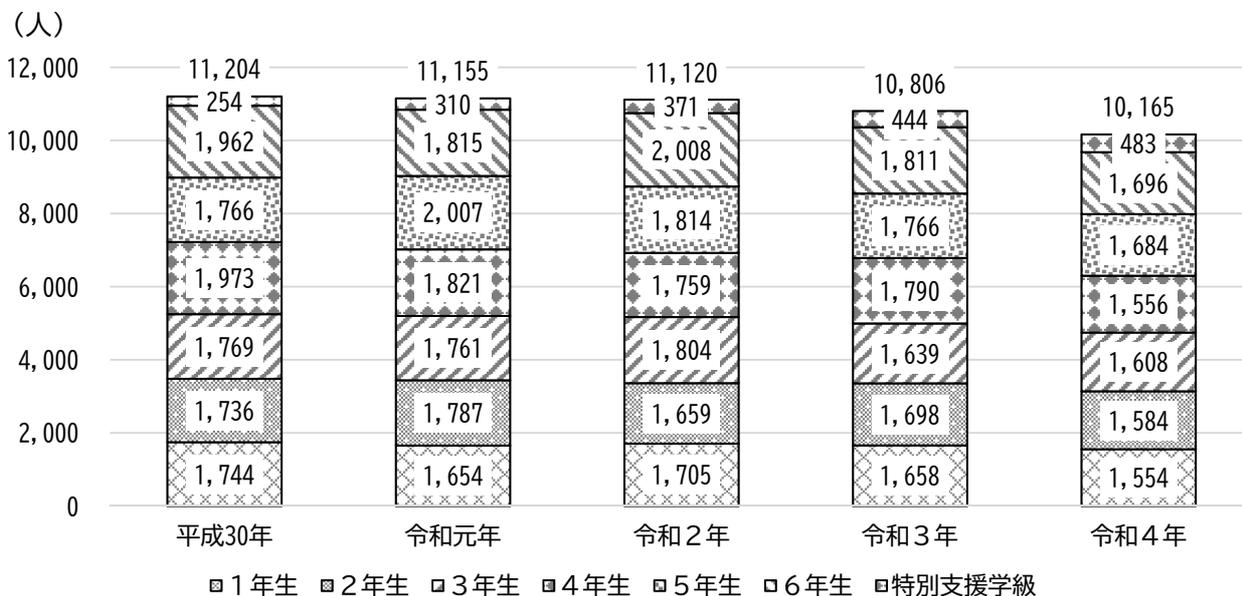


資料：鈴鹿市統計要覧（各年5月1日）

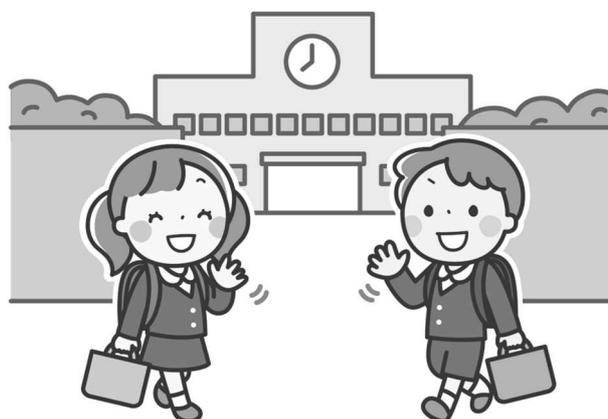
(2) 小学校の状況

本市の小学校児童の状況について、2018（平成30）年以降減少傾向にあり、2022（令和4）年では10,165人となっています。内訳をみると、2018（平成30）年以降、特別支援学級に在籍する児童数が増加しています（図表2-18）。

【図表2-18 小学校児童数の推移】



資料：鈴鹿市統計要覧（各年5月1日）



3 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

就学前の児童や小学生の子どもをもつ保護者に対して、子育てに関わる実態・意識を伺い、教育・保育事業等の需要量の見込みを設定し、鈴鹿市の子育て支援の充実を図るうえでの基礎資料とするためにアンケート調査を行いました（図表2-19）。

【図表2-19 アンケート調査の概要・回収結果】

① 鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査【就学前児童保護者用】	
調査対象者	鈴鹿市に居住する就学前児童の保護者から無作為抽出
調査票配布数	2,400人
調査期間	令和5年12月27日～令和6年1月29日
調査方法	郵送配布後、郵送回収又はWeb回答
回収数	1,020人
回収率	42.5%
② 鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査【小学生保護者用】	
調査対象者	鈴鹿市に居住する小学生の保護者から無作為抽出
調査票配布数	1,600人
調査期間	令和5年12月27日～令和6年1月29日
調査方法	郵送配布後、郵送回収又はWeb回答
回収数	760人
回収率	47.5%

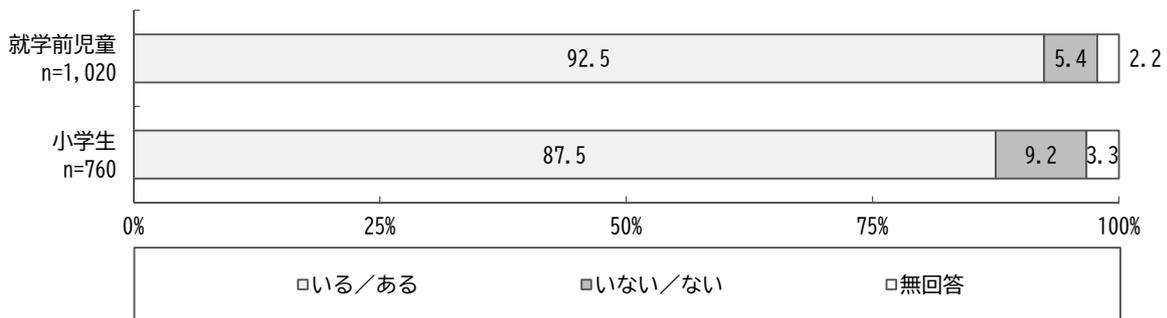
(2) アンケート調査結果の概要

①子育てに関する相談者の状況

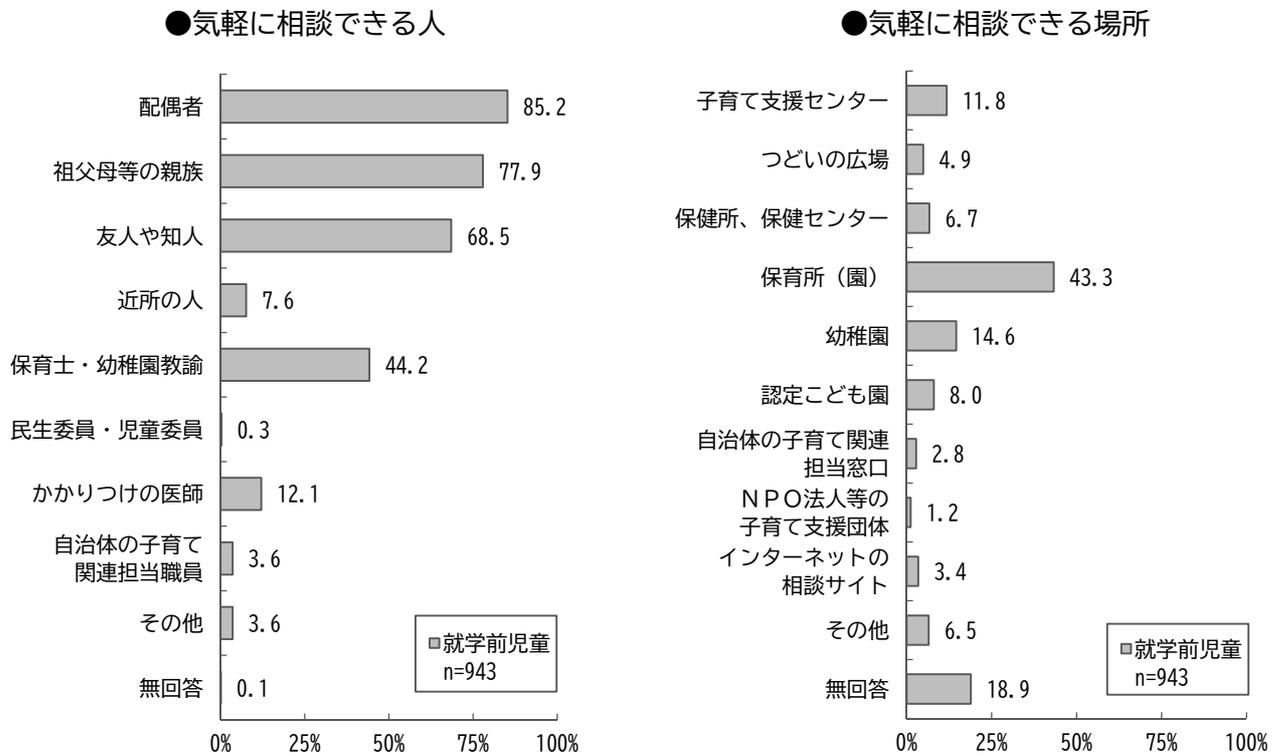
子育てに関して気軽に相談できる人（場所）の有無について、「いる／ある」が就学前児童では92.5%、小学生では87.5%となっています（図表2-20-1）。

就学前児童の気軽に相談できる人（場所）をみると、気軽に相談できる人については、「配偶者」、「祖父母等の親族」、「友人や知人」といった身近な人物が高くなっています。気軽に相談できる場所については、「保育所（園）」が最も高くなっています（図表2-20-2）。

【図表2-20-1 子育てに関して気軽に相談できる人（場所）の有無】



【図表2-20-2 気軽に相談できる人（場所）（就学前児童）】

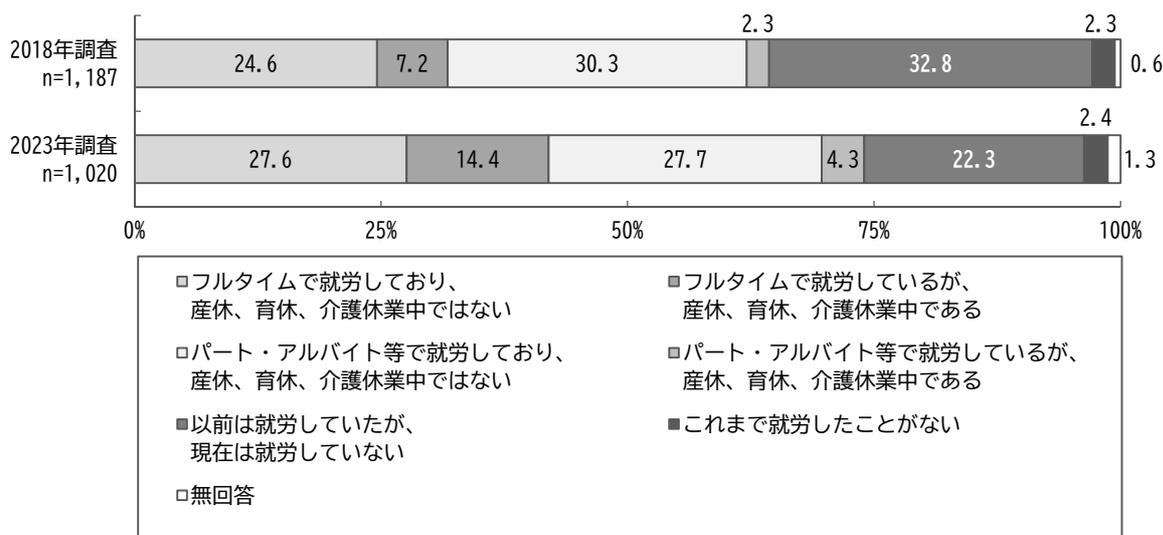


②母親の就労状況

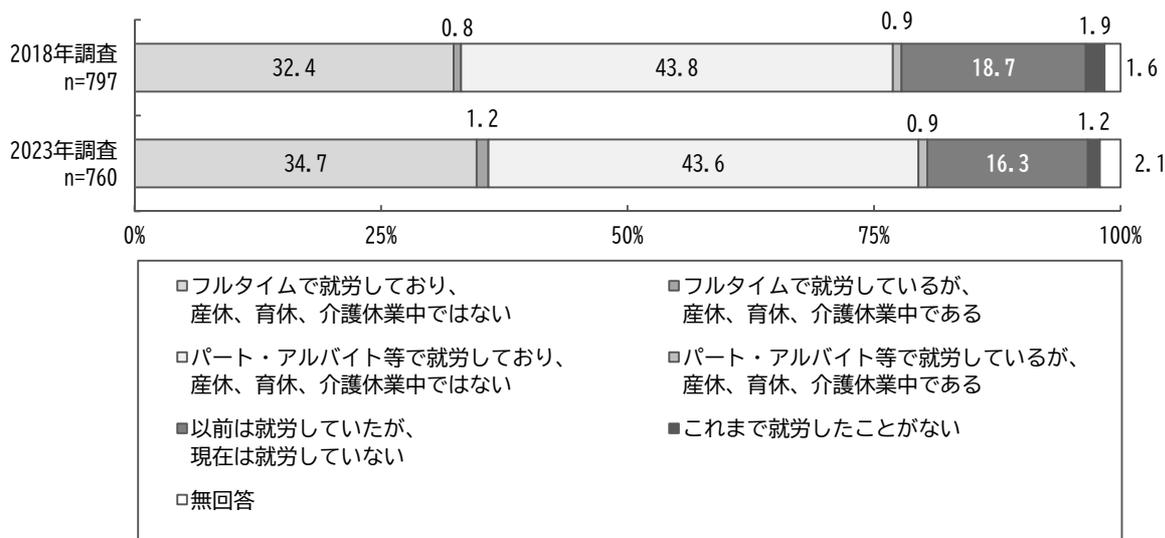
母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」（産休・育休・介護休業中含む）を合わせた“現在就労している方”は、就学前児童では74.0%となっており、2018年調査（以下、「前回調査」という）と比べて9.6ポイント増加しています（図表2-21-1）。

また、小学生における“現在就労している方”は80.4%となっており、前回調査と比べて2.5ポイント増加しています（図表2-21-2）。

【図表2-21-1 母親の就労状況（就学前児童、経年比較）】



【図表2-21-2 母親の就労状況（小学生、経年比較）】

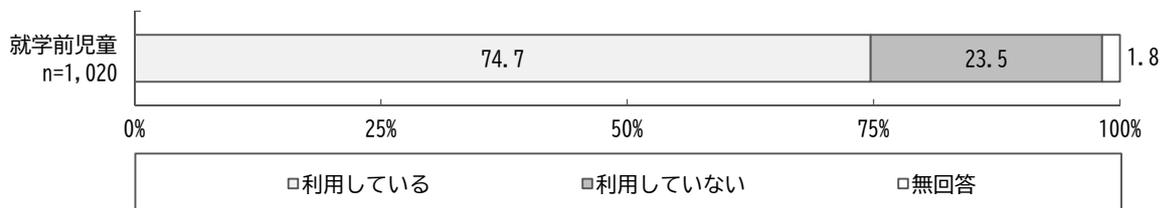


③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

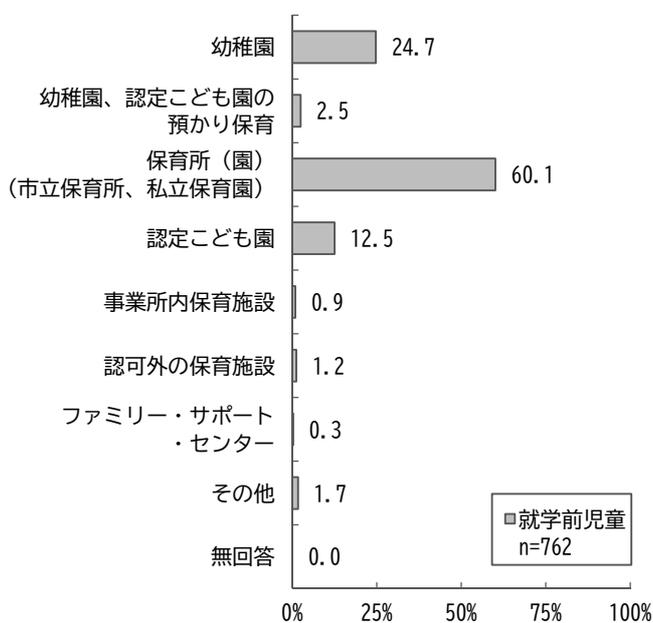
就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が74.7%となっています（図表2-22-1）。

利用している教育・保育事業について、「保育所（園）」が最も高くなっています（図表2-22-2）。

【図表2-22-1 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）】



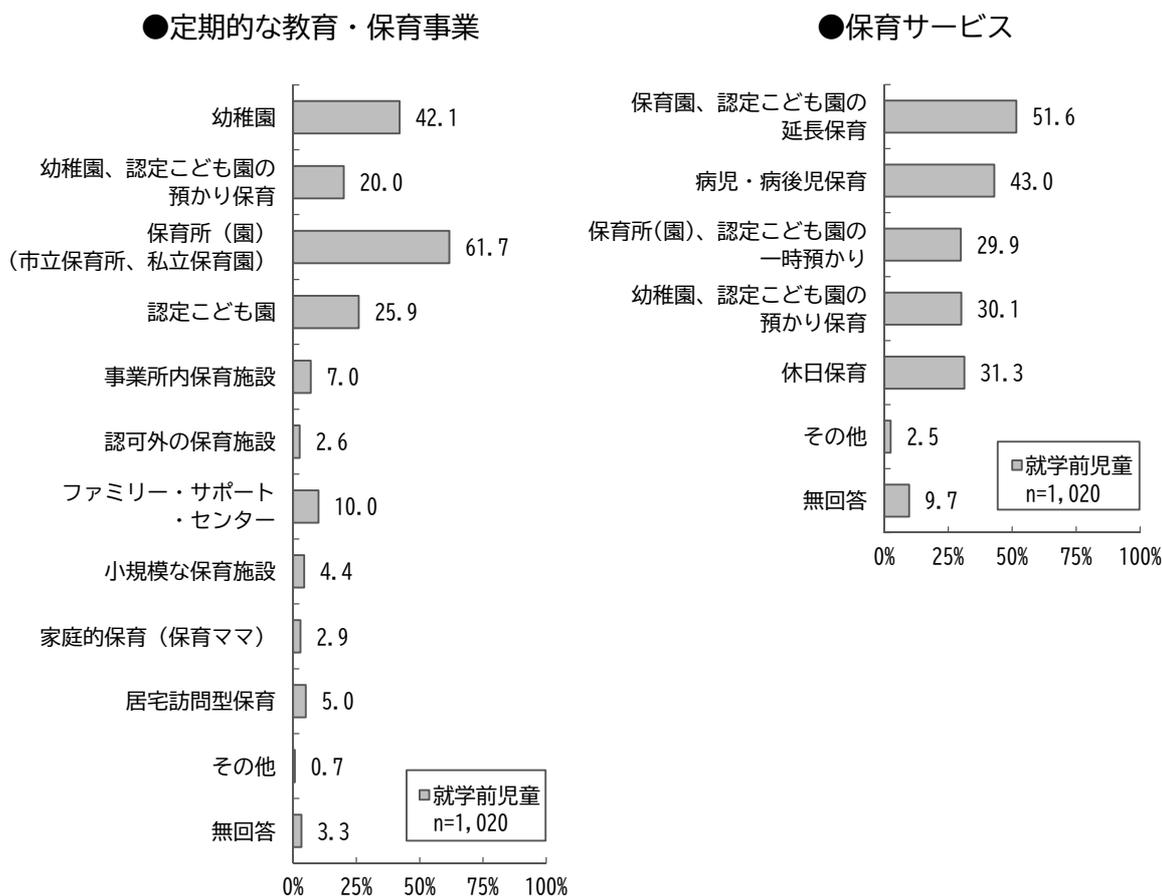
【図表2-22-2 利用している教育・保育事業】



④利用したい定期的な教育・保育事業、保育サービス（就学前児童）

就学前児童の利用したい定期的な教育・保育事業について、「保育所（園）」が最も高く、次いで「幼稚園」、「認定こども園」となっています。また、利用したい保育サービスについて、「保育園、認定こども園の延長保育」が最も高く、次いで「病児・病後児保育」、「休日保育」となっています（図表2-23）。

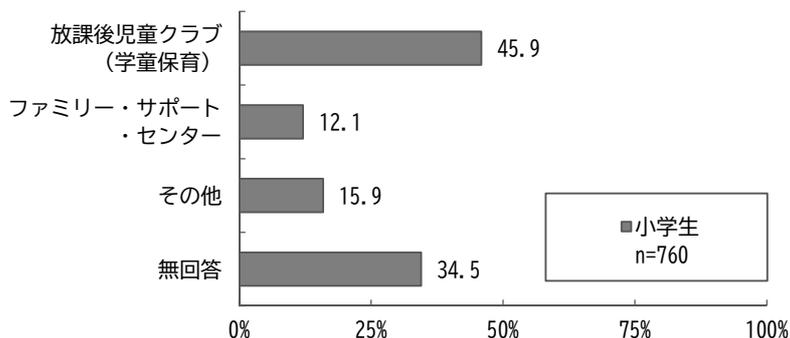
【図表2-23 利用したい平日の定期的な教育・保育事業、保育サービス（就学前児童）】



⑤利用したい定期的な教育・保育事業、保育サービス（小学生）

小学生の利用したい定期的な教育・保育事業について、「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も多なっています（図表2-24）。

【図表2-24 利用したい平日の定期的な教育・保育事業（小学生）】

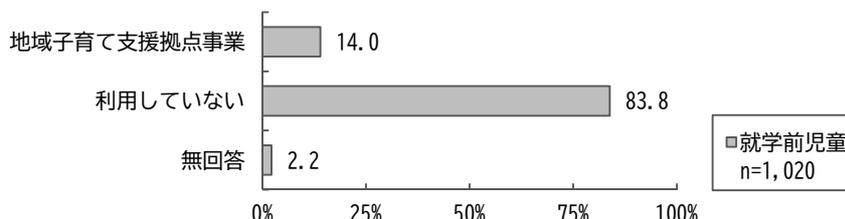


⑥地域子育て支援事業について（就学前児童）

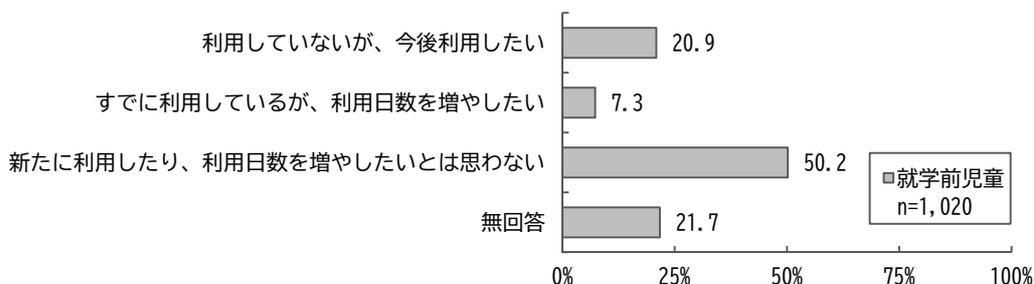
就学前児童の「地域子育て支援拠点事業」の利用割合は14.0%となっています（図表2-25-1）。

「地域子育て支援拠点事業」の今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が約半数となっています（図表2-25-2）。

【図表2-25-1 地域子育て支援拠点事業の利用状況】



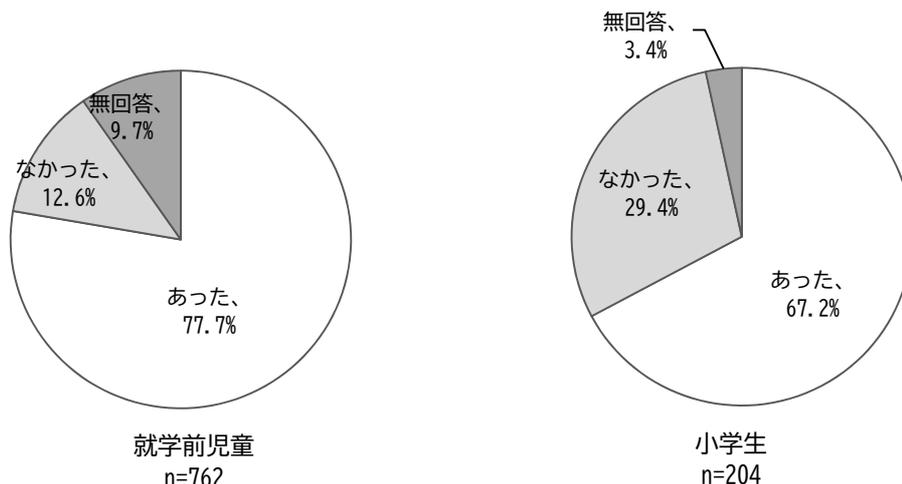
【図表2-25-2 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向】



⑦病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと／小学校を休んだこと

病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと・小学校を休んだことが、「あった」と回答した方をみると、就学前児童では77.7%、小学生では67.2%となっています（図表2-26）。

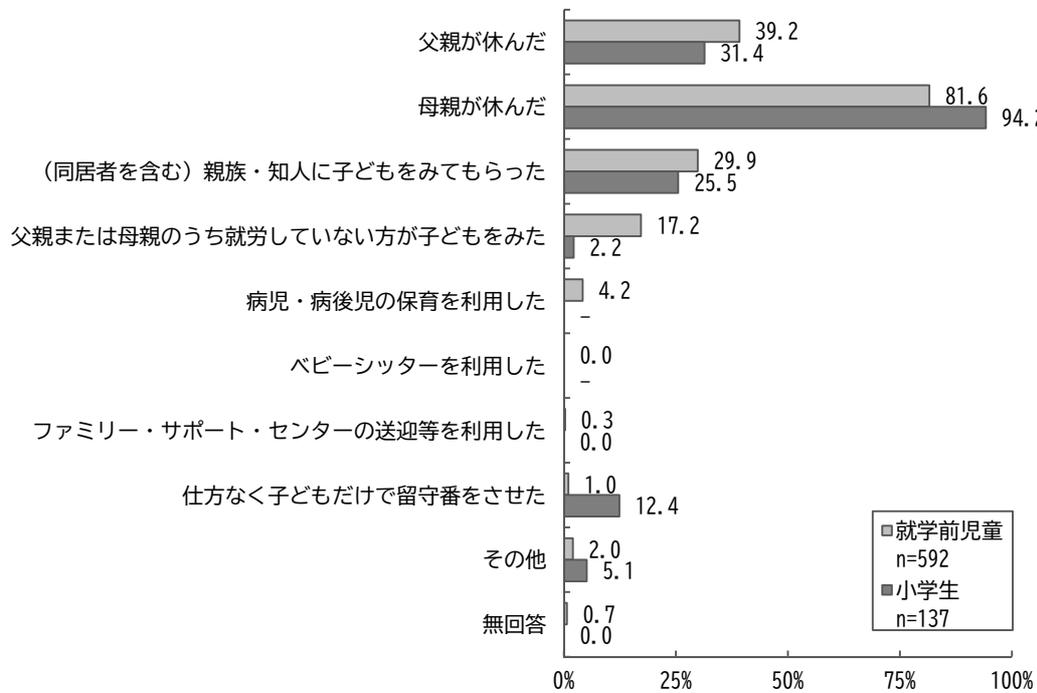
【図表2-26 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと／小学校を休んだこと】



⑧病気やケガで通常の事業が利用できなかった／小学校を休んだ時の対処方法

病気やケガで通常の事業が利用できなかった・小学校を休んだ時の対処方法について、就学前児童、小学生いずれも「母親が休んだ」が最も高く、次いで「父親が休んだ」となっています（図表2-27）。

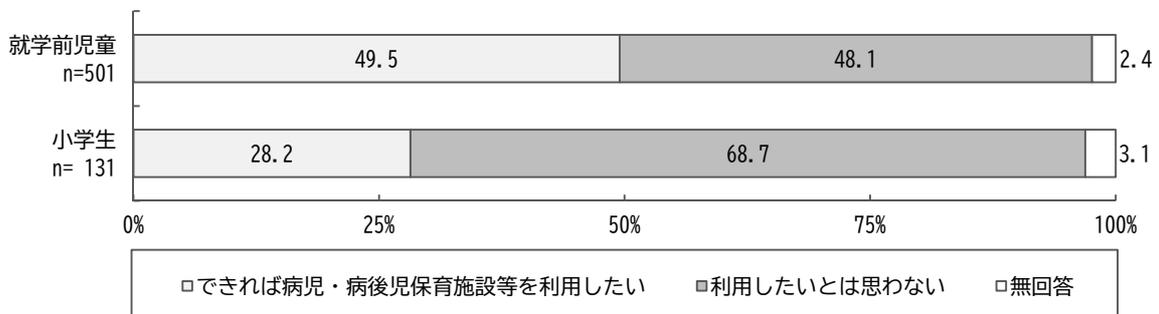
【図表2-27 病気やケガで通常の事業が利用できなかった／小学校を休んだ時の対処方法】



⑨病児・病後児保育施設の利用意向

父親、母親が休んで対処した方の病児・病後児保育施設の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した方は、就学前児童では49.5%、小学生では28.2%となっています（図表2-28）。

【図表2-28 病児・病後児保育施設の利用意向】

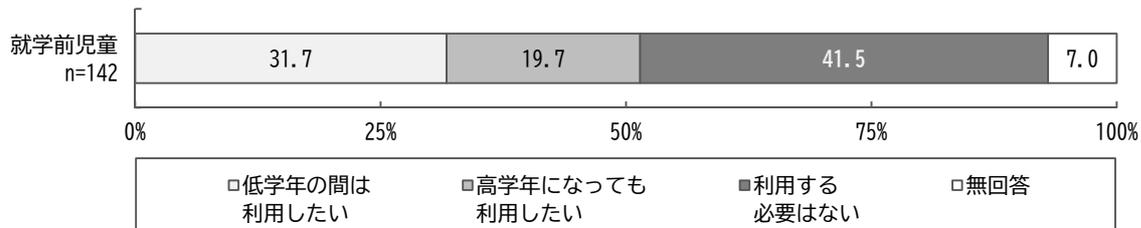


⑩-1 放課後児童クラブの利用希望（就学前児童）

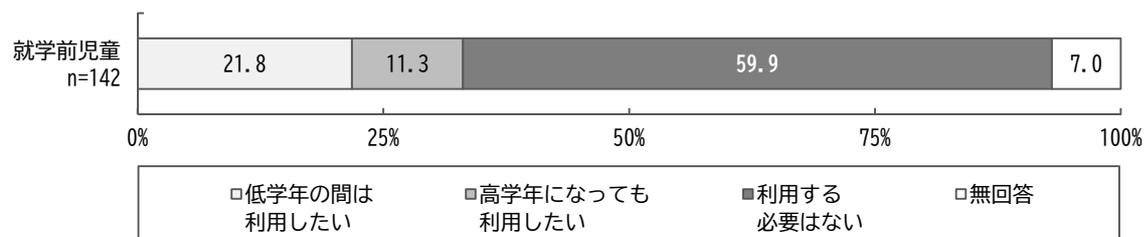
平日の放課後児童クラブの利用を希望する就学前児童（5歳以上）の土曜日、日曜日・祝日の利用希望をみると、土曜日の利用では、「利用する必要はない」が41.5%、その一方で、「低学年の間は利用したい」が31.7%となっています（図表2-29-1、2-29-2）。

また、長期休暇期間中の利用希望では「低学年のうちは利用したい」が48.6%、「高学年になっても利用したい」が38.0%と、利用希望は高くなっています（図表2-29-3）。

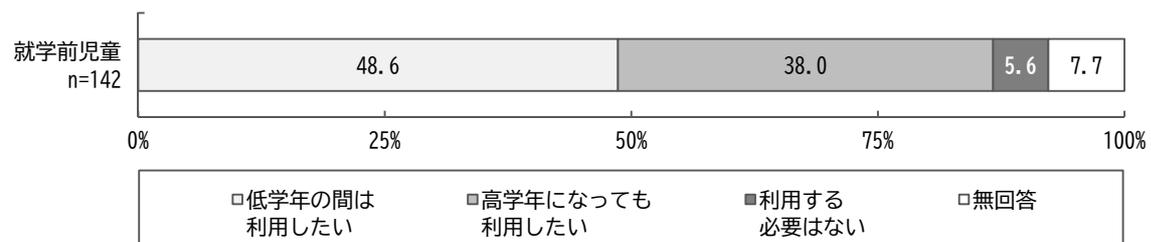
【図表2-29-1 土曜日の放課後児童クラブの利用希望（就学前児童（5歳以上））】



【図表2-29-2 日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望（就学前児童（5歳以上））】



【図表2-29-3 長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望（就学前児童（5歳以上））】

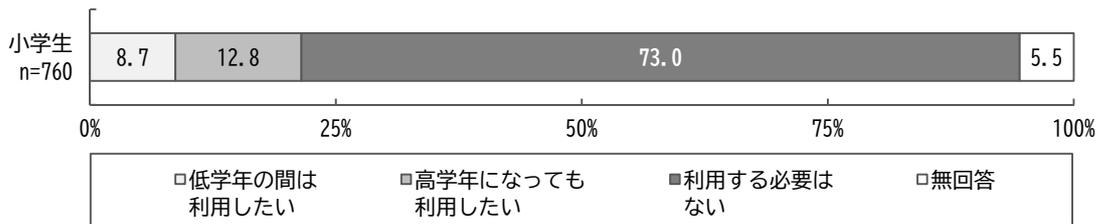


⑩-2 放課後児童クラブの利用希望（小学生）

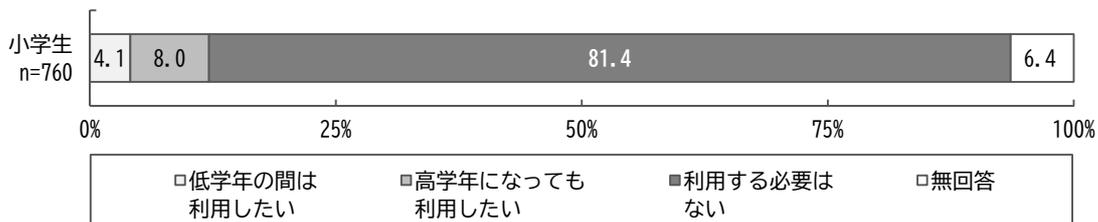
小学生の土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中（放課後児童クラブ利用者）の放課後児童クラブ等の利用希望をみると、土曜日、日曜日・祝日では「利用する必要はない」（土曜日 73.0%、日曜日・祝日 81.4%）が最も高く、いずれの利用希望も1割程度にとどまっています（図表2-30-1、2-30-2）。

一方で、長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望では、「高学年になってもほぼ毎日利用したい」が55.2%と最も高く、次いで「低学年の間はほぼ毎日利用したい」が22.7%となっており、「利用する必要はない」は1.2%となっています（図表2-30-3）。

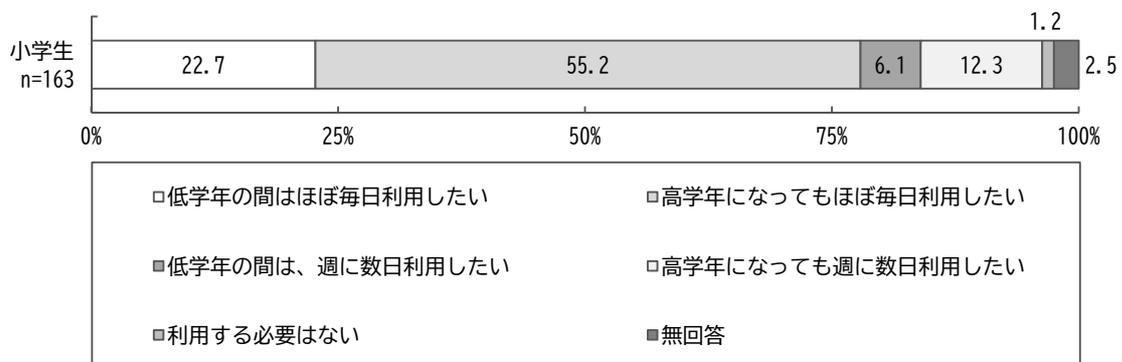
【図表2-30-1 土曜日の放課後児童クラブの利用希望（小学生）】



【図表2-30-2 日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望（小学生）】



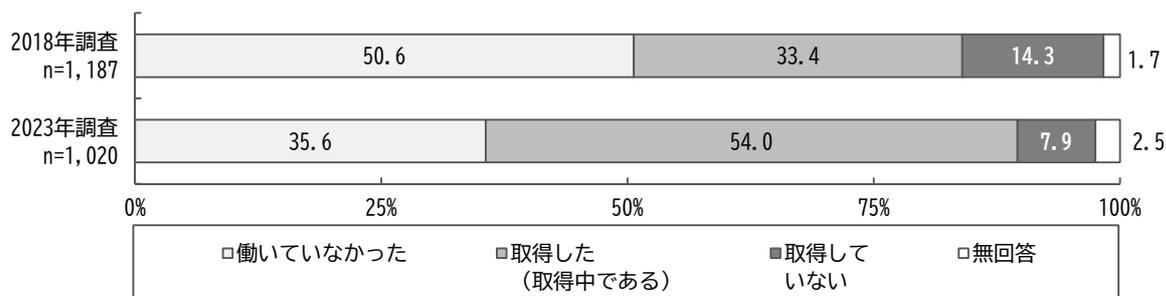
【図表2-30-3 長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望（小学生）】



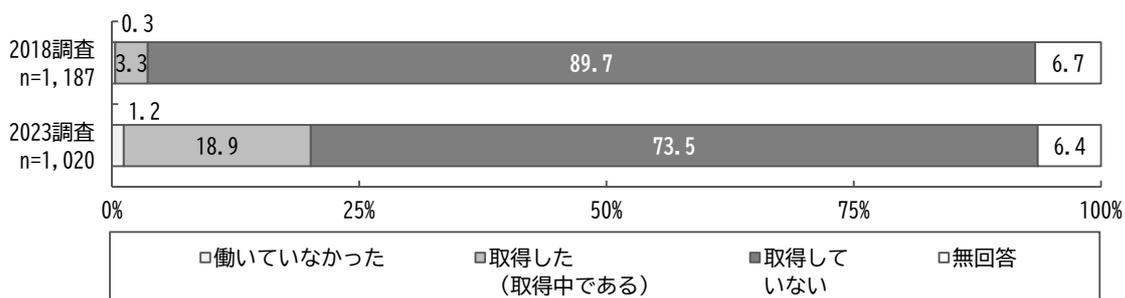
⑪育児休業制度の利用状況（就学前児童）

就学前児童の育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親では54.0%、父親では18.9%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は20.6ポイント、父親は15.6ポイント増加しています（図表2-31-1、31-2）。

【図表2-31-1 育児休業制度の利用状況（母親、経年比較）】



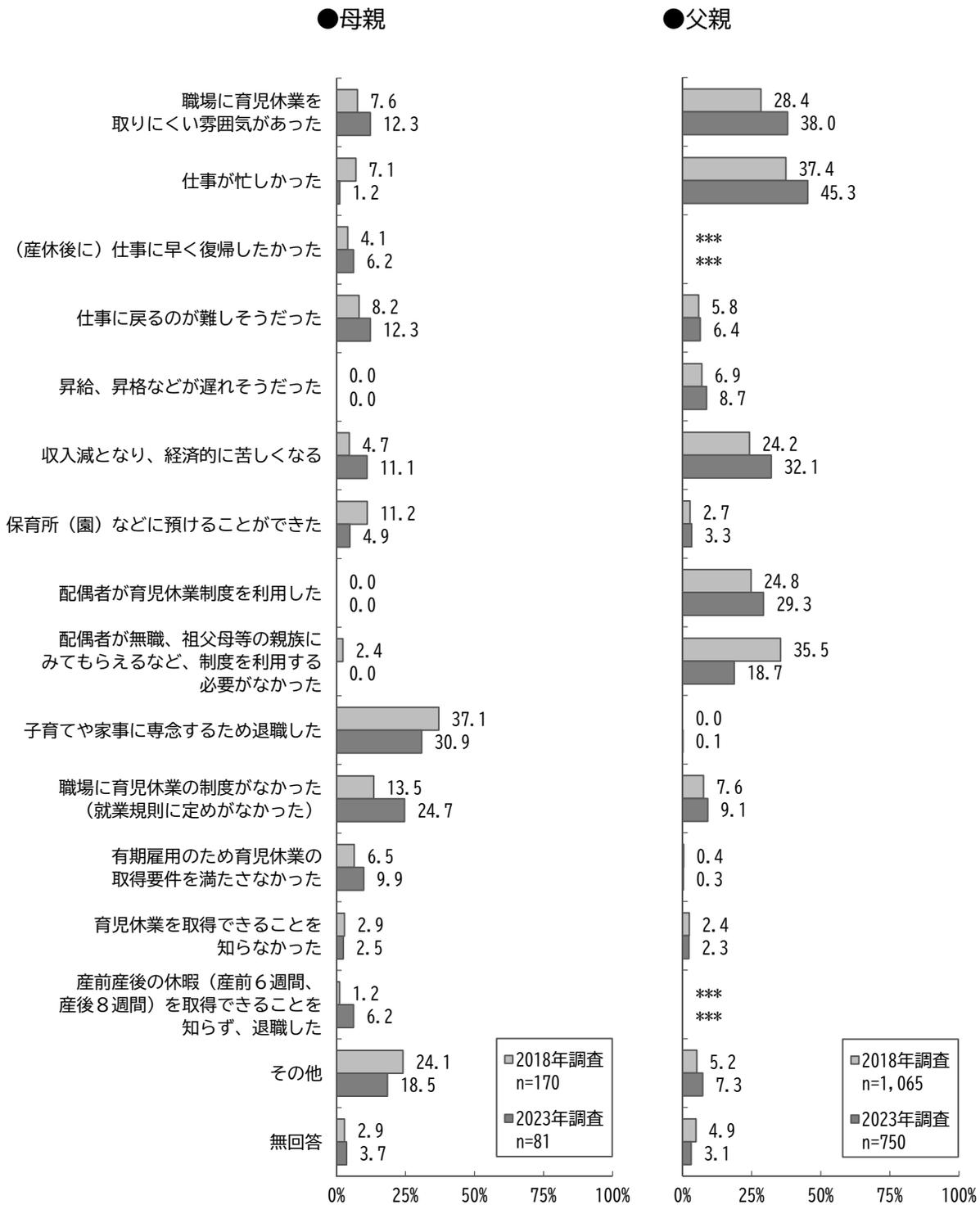
【図表2-31-2 育児休業制度の利用状況（父親、経年比較）】



⑪育児休業を取得していない理由（就学前児童）

育児休業を取得していない理由をみると、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」となっています。父親では、「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっています（図表2-32）。

【図表2-32 育児休業を取得していない理由（経年比較）】

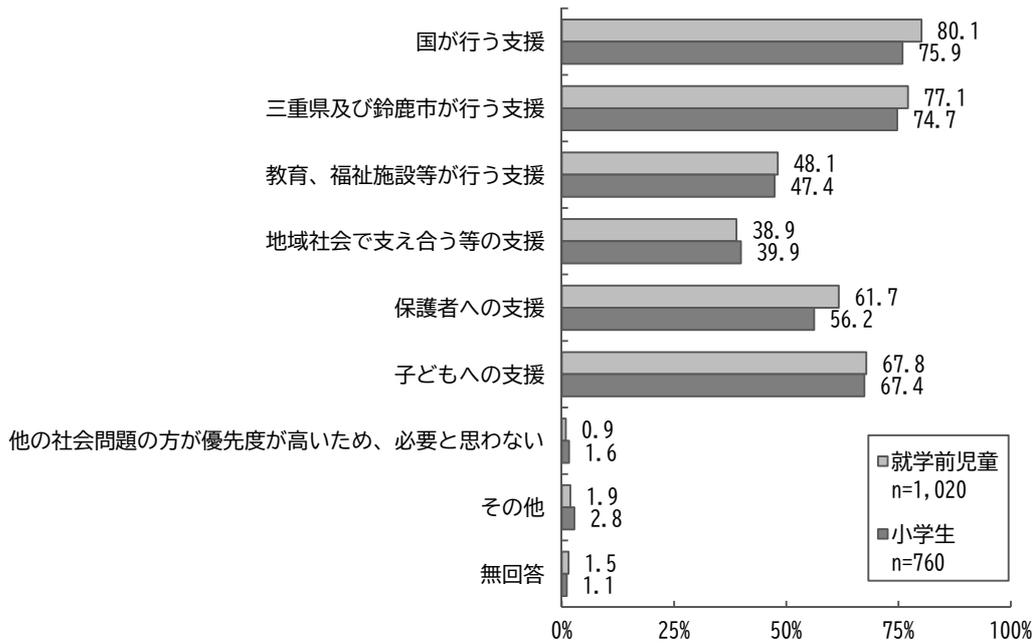


⑫子どもの貧困対策に必要なだと思うこと

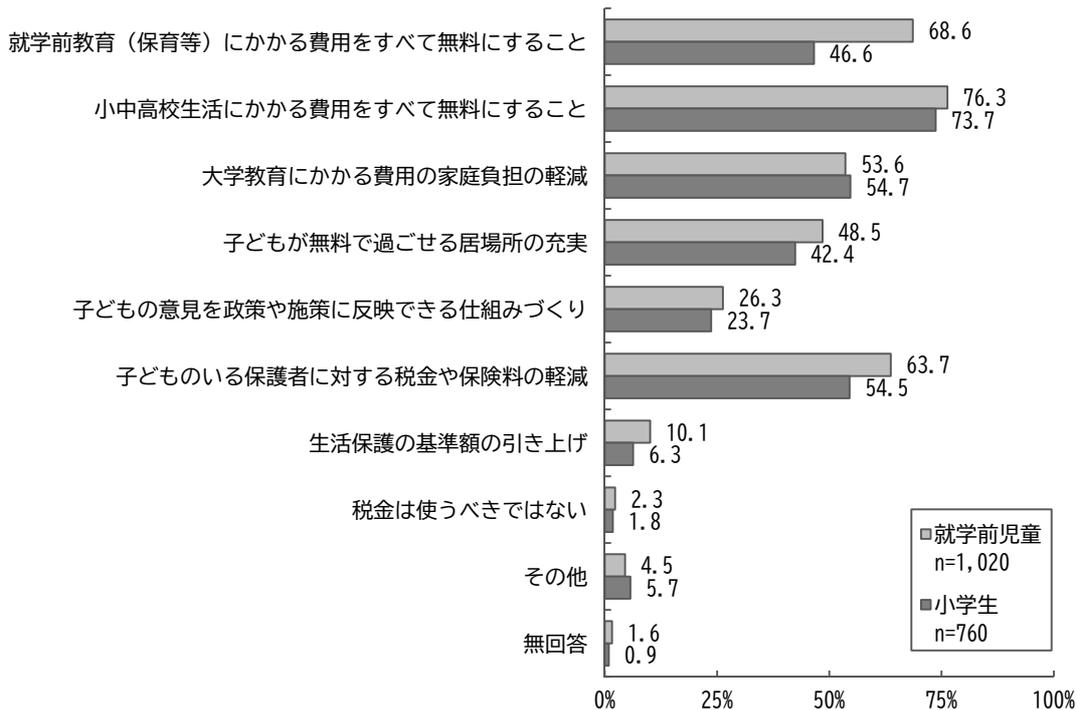
子どもの貧困対策に必要なと思うことについて、就学前児童、小学生ともに「国が行う支援」が最も高くなっています（図表2-33-1）。

子どもの貧困対策として、税金を使うべきだと思うことについて、就学前児童、小学生ともに「小中高校生活にかかる費用をすべて無料にすること」が最も高くなっています（図表2-33-2）。

【図表2-33-1 子どもの貧困対策に必要なと思うこと】



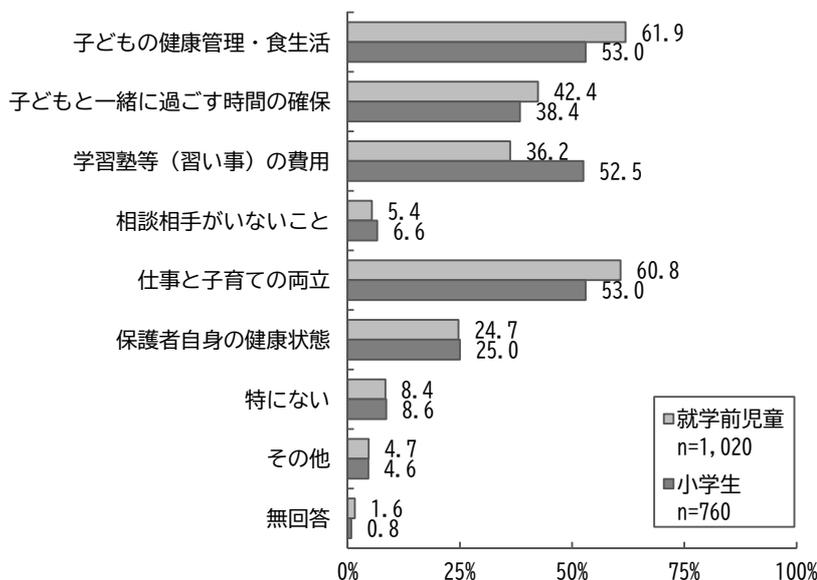
【図表2-33-2 子どもの貧困対策として、税金を使うべきだと思うこと】



⑬子育ての中で特に大変なこと

子育ての中で特に大変なことについて、就学前児童では「子どもの健康管理・食生活」が最も高く、次いで「仕事と子育ての両立」となっています。小学生では「子どもの健康管理・食生活」と「仕事と子育ての両立」がともに最も高く、次いで「学習塾等（習い事）の費用」となっています。（図表2-34）。

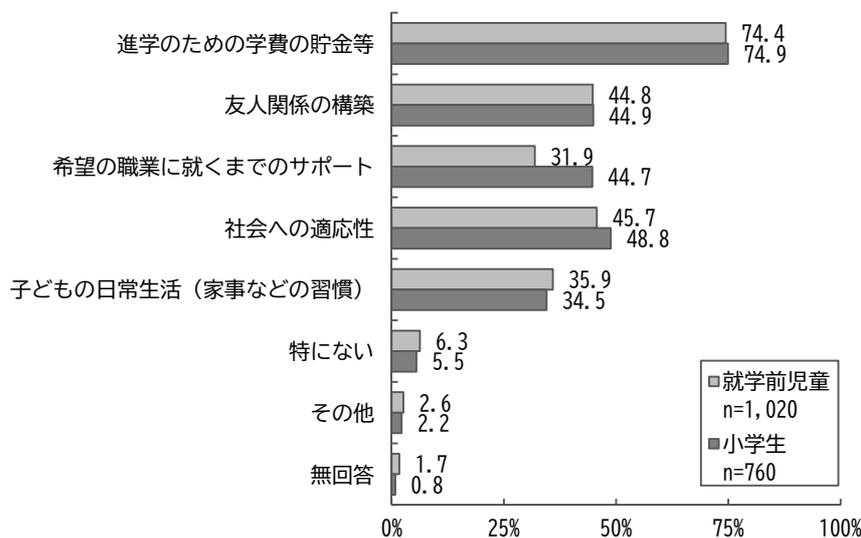
【図表2-34 子育ての中で特に大変なこと】



⑭お子さんの将来で不安なこと

お子さんの将来で不安なことについて、就学前児童、小学生ともに「進学のための学費の貯金等」が最も高く、次いで「社会への適応性」となっています（図表2-35）。

【図表2-35 お子さんの将来で不安なこと】



⑮子どもにとって特に大切だと思うこと

「子どもにとって特に大切だと思うこと」について、就学前児童、小学生いずれもすべての問いで「思う」の割合が最も高くなっており、「仲間とグループを作って遊んだり、スポーツが出来ること」を除き、80%を超えています（図表2-36-1、2-36-2）。

【図表2-36-1 子どもにとって特に大切だと思うこと（就学前児童）】

就学前児童n=1,020

単位：%

	思わない				思う	
	1	2	3	4	5	無回答
自分の気持ちを自由に言ったり、話したりできること	0.9	0.2	1.8	7.7	86.4	3.0
ごはんや寝るところがあって、安心して暮らせること	1.0	0.3	0.9	2.5	92.3	3.0
自分らしく成長できること	0.9	0.2	1.7	7.2	87.0	3.1
病気やけがをしたら病院へ行けること	0.9	0.4	1.6	5.6	88.4	3.1
仲間とグループを作って遊んだり、スポーツが出来ること	0.8	1.2	9.4	17.6	67.9	3.0
仲間外れにされたり、いじめられないこと	1.0	0.7	4.4	9.3	81.5	3.1
周りの人から痛いこと、怖いことをされないこと	1.0	0.8	2.6	6.3	86.2	3.1
将来の夢に向かって、やりたいことができること	0.6	0.6	1.9	8.7	85.0	3.2

【図表2-36-2 子どもにとって特に大切だと思うこと（小学生）】

小学生n=760

単位：%

	思わない				思う	
	1	2	3	4	5	無回答
自分の気持ちを自由に言ったり、話したりできること	0.5	0.1	2.2	10.1	86.1	0.9
ごはんや寝るところがあって、安心して暮らせること	0.4	0.0	1.2	2.0	95.5	0.9
自分らしく成長できること	0.4	0.0	2.8	10.1	85.8	0.9
病気やけがをしたら病院へ行けること	0.4	0.0	2.1	4.9	91.7	0.9
仲間とグループを作って遊んだり、スポーツが出来ること	0.9	0.5	11.8	19.7	66.3	0.7
仲間外れにされたり、いじめられないこと	0.9	0.4	5.4	10.1	82.2	0.9
周りの人から痛いこと、怖いことをされないこと	0.7	0.1	3.2	7.6	87.5	0.9
将来の夢に向かって、やりたいことができること	0.4	0.0	3.6	11.7	83.3	11.1

⑩子育てしやすい環境で必要なもの

「子育てしやすい環境で必要なもの」について、就学前児童、小学生いずれも「子育てサークルなどのグループの自主的な活動がしやすい仕組み」を除き「思う」が最も高くなっています。特に「保育園や幼稚園、学校などの通園・通学先が身近にあること」は就学前児童では84.4%、小学生では79.9%となっています（図表2-37-1、2-37-2）。

【図表2-37-1 子育てしやすい環境で必要なもの（就学前児童）】

就学前児童n=1,020

単位：%

	思わない ←————→ 思う					
	1	2	3	4	5	無回答
保育園や幼稚園、学校などの通園・通学先が身近にあること	0.1	0.2	2.2	9.4	84.4	3.7
子育て中の親子が集まったり、遊べたりする場所	1.4	4.3	20.0	22.6	47.8	3.8
子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組み	2.4	4.7	26.3	22.8	39.4	4.4
子育てサークルなどのグループの自主的な活動がしやすい仕組み	4.5	7.4	36.0	18.3	29.4	4.4
子育て中の人への地域の理解	0.9	1.1	11.1	20.5	62.1	4.4
地域の大人達が連携して、子どもの活動を育成・支援する場	0.9	2.3	18.6	26.6	47.0	4.7
子育ての悩みや困りごとを身近で相談できること	0.5	1.2	13.8	25.2	55.0	4.3
子育ての情報の入手のしやすさ	0.7	1.1	10.3	20.5	63.2	4.2

【図表2-37-2 子育てしやすい環境で必要なもの（小学生）】

小学生n=760

単位：%

	思わない ←————→ 思う					
	1	2	3	4	5	無回答
保育園や幼稚園、学校などの通園・通学先が身近にあること	0.1	0.4	5.3	13.7	79.9	0.7
子育て中の親子が集まったり、遊べたりする場所	1.8	2.5	24.7	25.0	45.3	0.7
子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組み	1.8	3.4	28.8	27.6	37.4	0.9
子育てサークルなどのグループの自主的な活動がしやすい仕組み	3.9	6.2	37.5	23.9	27.6	0.8
子育て中の人への地域の理解	0.4	0.7	13.3	24.7	60.3	0.7
地域の大人達が連携して、子どもの活動を育成・支援する場	1.1	2.2	20.9	29.6	45.3	0.9
子育ての悩みや困りごとを身近で相談できること	0.4	1.2	16.3	26.6	54.7	0.8
子育ての情報の入手のしやすさ	0.4	0.9	12.0	23.8	62.0	0.9

⑰子どもや子育てにやさしいまちづくりで鈴鹿市が取り組むべきこと

子どもや子育てにやさしいまちづくりで鈴鹿市が取り組むべきことについて、就学前児童では、すべての問いで「思う」が最も高くなっています。小学生では「子どもの社会参画の促進」を除き「思う」が最も高くなっています。また、就学前児童、小学生いずれも「家庭や学校などで権利の侵害を受けている子どものための救済措置の強化」「家庭の貧困やヤングケアラーなど、困難な状況に置かれた子どもに対する支援」「声をあげることが出来ない子どもの意見を聞くための取組み」で60%を超えています（図表2-38-1、2-38-2）。

【図表2-38-1 子どもや子育てにやさしいまちづくりで鈴鹿市が取り組むべきこと（就学前児童）】

就学前児童n=1,020

単位：%

	思わない ←————→ 思う					
	1	2	3	4	5	無回答
地域住民等による見守り支援の充実	1.2	2.4	16.1	26.6	49.6	4.2
保護者や子どものための相談・支援体制の充実	1.0	1.1	15.2	28.2	50.0	4.5
子どもの社会参画の促進	1.3	2.0	28.3	28.3	35.0	5.1
里親制度など養育する大人のいない子どもに対する支援	0.9	2.3	19.4	25.2	47.1	5.2
家庭や学校などで権利の侵害を受けている子どものための救済措置の強化	0.7	0.8	11.9	21.5	60.5	4.7
家庭の貧困やヤングケアラーなど、困難な状況に置かれた子どもに対する支援	0.7	0.5	12.7	19.1	62.3	4.7
声をあげることが出来ない子どもの意見を聞くための取組み	0.7	0.3	9.2	19.9	65.2	4.7
同じ立場や悩みを持つ人同士をつなげるための取組み	1.2	1.6	17.9	27.1	47.5	4.7

【図表2-38-2 子どもや子育てにやさしいまちづくりで鈴鹿市が取り組むべきこと（小学生）】

小学生n=760

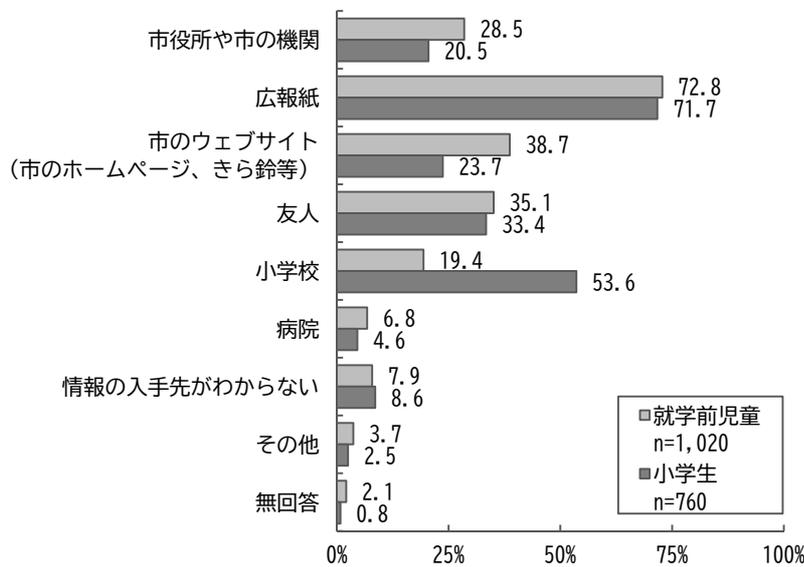
単位：%

	思わない ←————→ 思う					
	1	2	3	4	5	無回答
地域住民等による見守り支援の充実	0.9	2.6	20.8	28.6	45.9	1.2
保護者や子どものための相談・支援体制の充実	0.8	2.2	16.8	30.8	48.4	0.9
子どもの社会参画の促進	0.4	3.6	30.5	33.7	30.7	1.2
里親制度など養育する大人のいない子どもに対する支援	0.3	2.1	19.3	28.3	48.4	1.6
家庭や学校などで権利の侵害を受けている子どものための救済措置の強化	0.0	1.3	11.8	21.4	63.9	1.4
家庭の貧困やヤングケアラーなど、困難な状況に置かれた子どもに対する支援	0.0	0.9	11.7	18.6	67.5	1.3
声をあげることが出来ない子どもの意見を聞くための取組み	0.0	0.5	9.6	17.6	70.9	1.3
同じ立場や悩みを持つ人同士をつなげるための取組み	0.4	2.2	20.4	25.8	50.0	1.2

⑱市の子育てに関する情報の入手方法

市の子育てに関する情報の入手方法をみると、就学前児童、小学生ともに「広報紙」が最も高く、次いで就学前児童では「市のウェブサイト」、小学生では「小学校」となっています（図表2-39）。

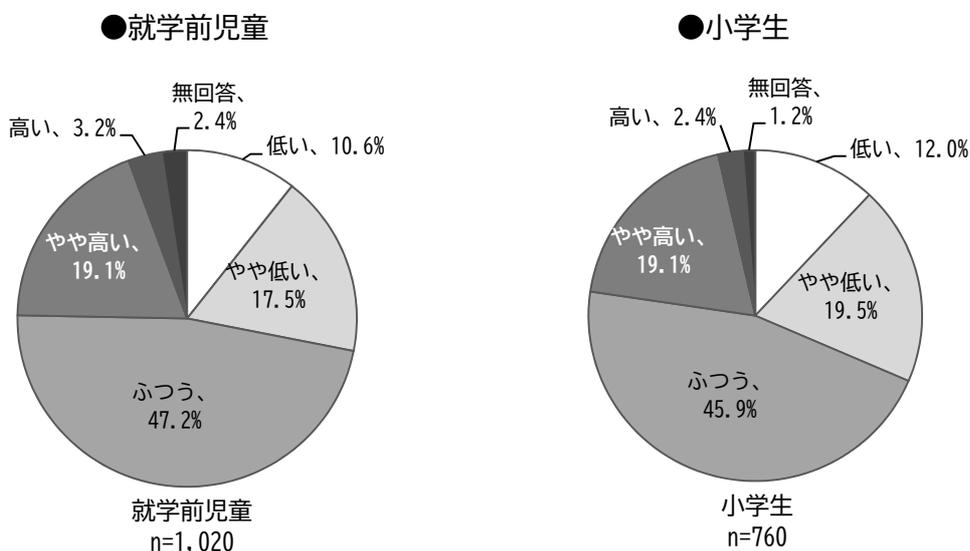
【図表2-39 市の子育てに関する情報の入手方法】



⑲子育ての環境や支援に対する満足度

「子育ての環境や支援に対する満足度」が高いと感じる保護者（「高い」＋「やや高い」）について、就学前児童は22.3%、小学生は21.5%となっています。一方、低いと感じる保護者（「低い」＋「やや低い」）をみると、就学前児童は28.1%、小学生は31.5%となっています（図表2-40）。

【図表2-40 子育ての環境や支援に対する満足度】



4 データからみる本市の傾向

(1) 少子化の進行、子どものいる世帯の減少と継続的な転出超過の傾向

本市の子どもの人口（年少人口：0～14歳）は減少が続いています。出生率は三重県よりもわずかに高くなっているものの、出生数は減少が続いており、今後も少子化が進んでいくことが予想されます。

また、少子化に伴い、子どものいる世帯数も減少が続いています。一方で一般世帯数の増加が続いていることから、子どものいる世帯の割合が減少しています。

社会動態を見ると、2019（令和元）年以降転出超過が続いており、自然動態も死亡超過となっているため総人口の減少が続いています。

今後は、出生数を増やすだけでなく、子育て世帯の本市への転入を増加させることも必要です。

(2) 女性の労働力率の上昇、就労している母親の増加

本市の女性の労働力率について、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっていますが、2010（平成22）年から2020（令和2）年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、働く女性が増えています。

アンケート結果から、就学前児童保護者のうち、現在就労している母親の割合が前回（2018年（平成30年））調査と比べて増加しています。一方、育児休業を取得していない母親にその理由を尋ねたところ、「子育てや家事に専念するため退職した」の回答が最も多くなっています。

今後も、働く女性が増加することが考えられることから、育児休業の取得促進など、仕事と子育ての両立に向けた取組を一層推進していくことが必要です。

(3) 外国にルーツのある子どもの増加

本市の子どもの人口は全体では減少している一方で、外国にルーツのある子どもの人口は2021（令和3）年以降増加傾向にあります。

また、外国人市民のうち、子育て世代が含まれる生産年齢人口が2022（令和4）年以降増加傾向にあることから、今後も外国にルーツのある子どもの増加が予想され、市内の教育・保育施設や小学校での受け入れにおいて支援や配慮が必要です。

(4) 教育・保育事業や保育サービスのニーズへの対応

アンケート調査結果より、就学前児童の利用したい定期的な教育・保育事業は「幼稚園」と「保育所（園）」が多く回答されています。また、利用したい保育サービスについては「保育園、認定こども園の延長保育」が半数以上となっています。また、子育ての中で特に大変なことについては、「仕事と子育ての両立」が2番目に多く回答されています。

子どもの人口が減少している一方で、教育・保育事業の利用ニーズは高まっているほか、働く女性の増加により両親が共働きである家庭も増えていることが考えられるため、幼稚園や保育所等の受け入れ体制を整備するだけでなく、延長保育や一時預かりといった保育サービスの一層の充実を図り、保護者のニーズに応えられるように取り組んでいくことが必要です。

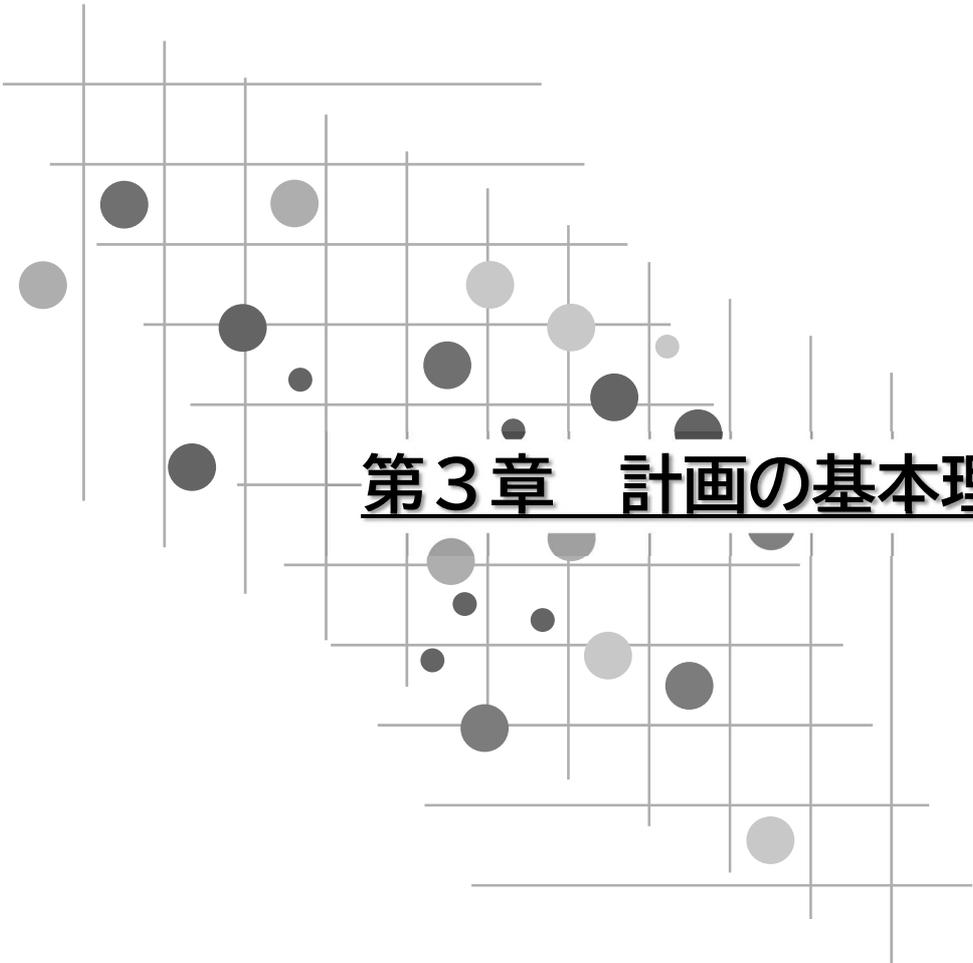
(5) 情報提供

アンケート調査結果より、市の子育てに関する情報の入手方法をみると、就学前児童、小学生ともに「広報紙」が最も高くなっており、子育てに関する情報について広報紙が主要な情報源として認識されていることが分かります。

また、就学前児童については「市のウェブサイト」が2番目に高くなっており、インターネットを通じた情報入手も多くされていることがうかがえます。

市では様々な子育て支援施策を展開しており、引き続き広報紙を活用しつつ、インターネットやSNSなど様々な方法で情報の発信を図ることが必要です。





第3章 計画の基本理念等

第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

本市では、これまで、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、様々な子育て支援に取り組んできました。

本計画においては、鈴鹿市子ども条例（仮称）における基本理念を踏まえつつ、前計画における基本理念である「鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来 ～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～」を継承し、引き続き、関連する施策を推進します。

◆次世代育成支援対策推進法 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

◆子ども・子育て支援法 基本理念

- ①子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- ②子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- ③子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

◆鈴鹿市子ども条例（仮称） 基本理念

- ①日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重すること。
- ②子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- ③子どもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。
- ④市及び保護者等は、それぞれの責務や役割を果たすとともに、互いに連携し、及び協力することにより、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え合うこと。

◆基本理念

鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来

～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～

鈴鹿市で子どもを産み、育てることに喜びや生きがいを感じることができるような子育て環境をつくるため、社会全体で協働して子育て支援に取り組むことが重要であり、多様なニーズをとらえながら、妊娠・出産期から途切れのない包括的な支援を行います。

そして、本市の未来を担う全ての子どもたちが健やかに育ち、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指します。

2 基本的な視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

本市の全ての子どもについて、子どもの権利を保障し、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進め、子どもたちの健やかな育ちへの支援ができる環境を整えていきます。

3 基本目標

本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」が掲げるまちづくりの方向性と、基本指針の示す目指すべき社会の方向性は合致しており、前計画と同様、鈴鹿市総合計画2031における基本施策を実施するための推進プランとして本計画が位置付けられることから、「鈴鹿市総合計画2031 ビジョン1 子どもが輝き 人と文化を育むまち みんなの目標 1-1 安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つ環境が整っている。」における3つの基本施策を本計画の基本目標とし、関連事業に取り組みます。

◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針

- 子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある
- 当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である
- 全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない

◆鈴鹿市総合計画2031

ビジョン1 子どもが輝き 人と文化を育むまち

まちづくりの方向性（子ども・子育て支援）

- 子どもや子育て世代の視点に立つ
- 妊娠前から大人になるまでの成育過程に おける「途切れのない支援」の推進
- 行政をはじめ、地域、NPO、事業者などが一体となった支援体制の構築
- 本市の未来を担う全ての子どもの権利が 保障され、健やかに成長できるまちづくり

4 基本指針：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

○基本目標1 子どもや子育てにやさしい地域社会づくりの推進

家族形態が多様化し、地域のつながりが希薄化する中で、子育て世帯が社会から孤立してしまうことが懸念されます。また、子ども同士の育ち合い・学び合いの機会が減少し、子どもが地域コミュニティの中で育つことが困難になってきています。

保護者が安心して子育てを行い、子どもたちが夢と希望を持って健やかに育つことができるよう、地域社会全体で子どもや子育てを支える仕組みが必要です。

このような現状を踏まえ、子どもが地域社会の一員として尊重され、安心して健やかに育つことができるよう、地域みんなで子どもや子育てにやさしい社会づくりを進めます。

○基本目標2 安心して子どもを預けられる幼児教育・保育環境の整備

少子化の進行により子どもの人口が減少する一方、家族構成や就業形態の変化に伴い、低年齢児を中心に保育ニーズが多様化しています。

このような中、子どもが安全・安心で健やかに過ごすことができる幼児教育・保育環境を整備する必要があります。

このような現状を踏まえ、子育て世代の就労をはじめとする社会での活躍を支援するとともに、子どもの健やかな成長を育めるよう、保護者が安心して子どもを預けることのできる、多様で質の高い幼児教育・保育環境の整備を進めます。

○基本目標3 子どもと子育て世代の一人ひとりの状況に応じた支援の推進

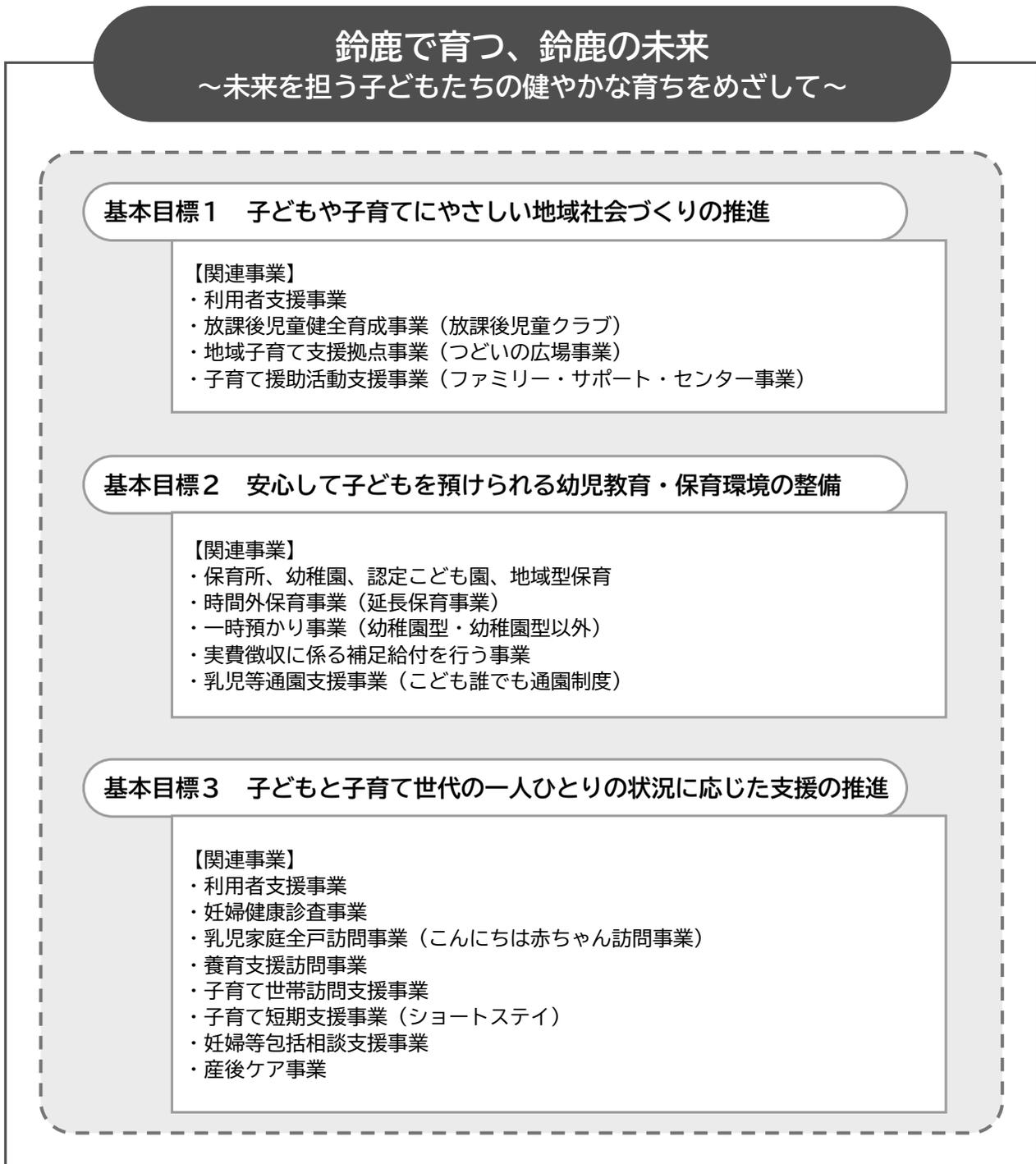
核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、妊婦や子育て家庭が地域から孤立し、悩みや不安を抱える子どもや保護者が増加している状況にあり、妊娠・出産・子育ての包括的な支援が求められています。

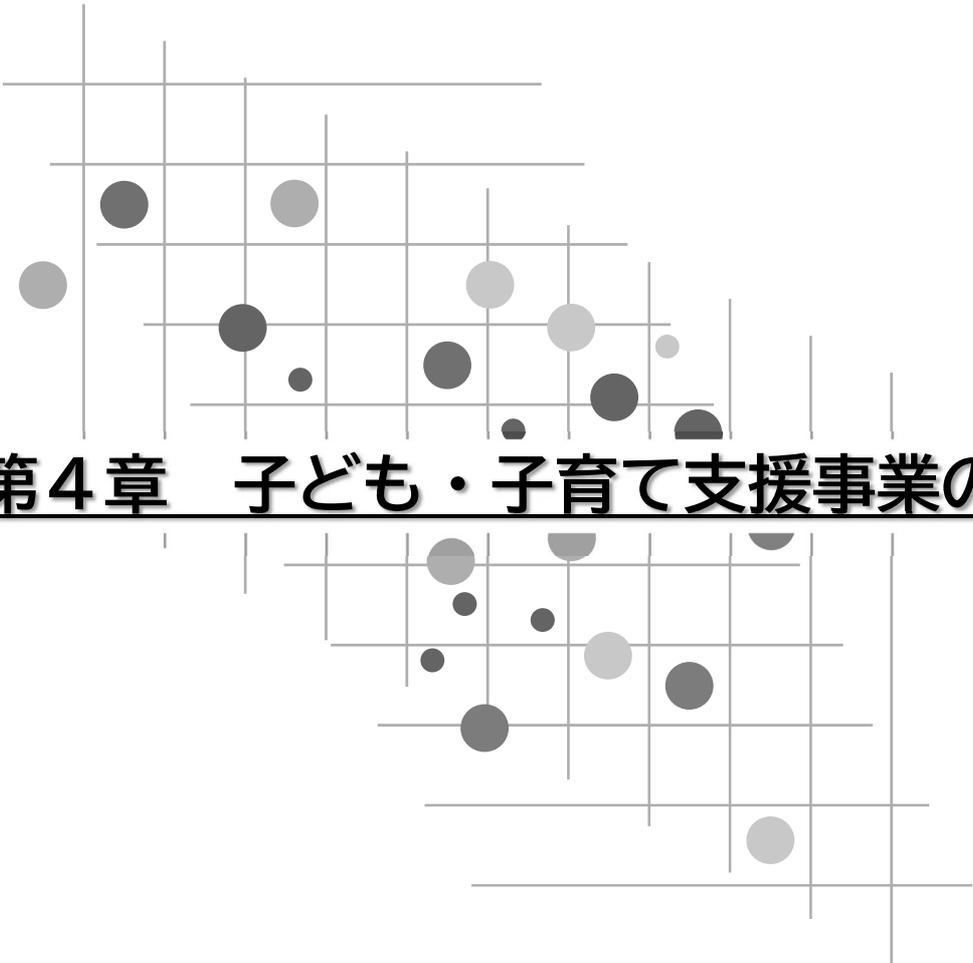
このため、妊娠期から低年齢期の子どもや保護者に対する相談支援や、疾患をもつ子どもや発達気になる子どもに対する途切れのない支援が必要であり、子どもの成長に合わせた相談支援体制の充実を図ることが課題になっています。

このような現状を踏まえ、安心して妊娠・出産・子育てができ、全ての子どもが健やかに育つことができるよう、子どもと子育て世代の一人ひとりの状況に応じた途切れのない寄り添った支援を行います。

4 施策体系

【図表3：施策体系】





第4章 子ども・子育て支援事業の展開

第4章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

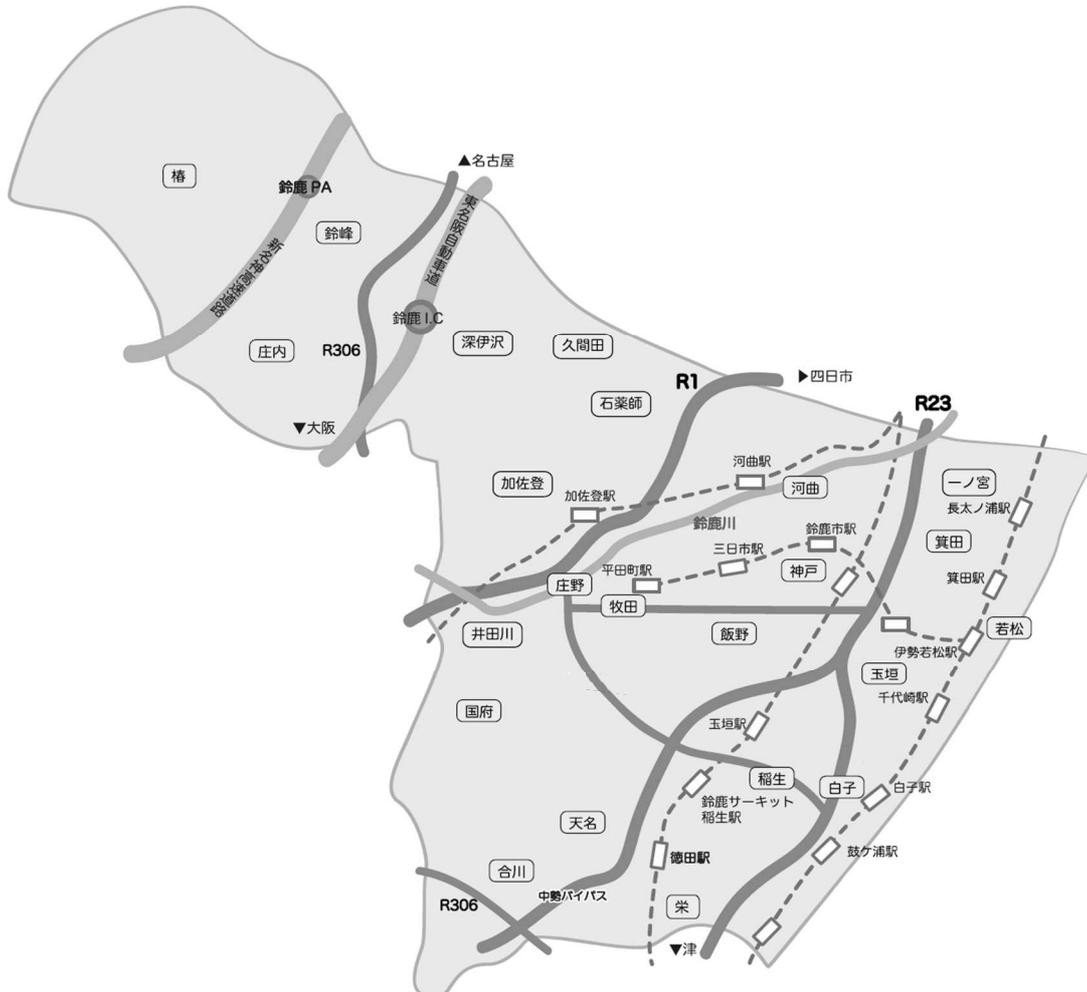
教育・保育提供区域は、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の状況、地域の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携、接続等を総合的に勘案して設定します。

(1) 教育・保育事業の提供区域

保護者の就労等により、自宅近くの教育・保育施設等ではなく、住所を問わず、通勤途上や勤務地近くの施設を利用する場合があることなどを勘案し、市内全域を1区域として設定します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の利用実態や供給体制の状況を踏まえ、教育・保育事業と同様に、市内全域を1区域として設定します。



2 「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引き⁵に基づき、2023（令和5）年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

（1）教育・保育事業

教育・保育事業の確保方策に関する施設は以下のとおりです（図表4-1）。

【図表4-1 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満の子どもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設です。児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。



5 「量の見込み」の算出等のための手引き：市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方

(2) 地域子ども・子育て支援事業

確保方策に関する事業は以下のとおりです（図表4-2）。

【図表4-2 地域子ども・子育て支援事業】

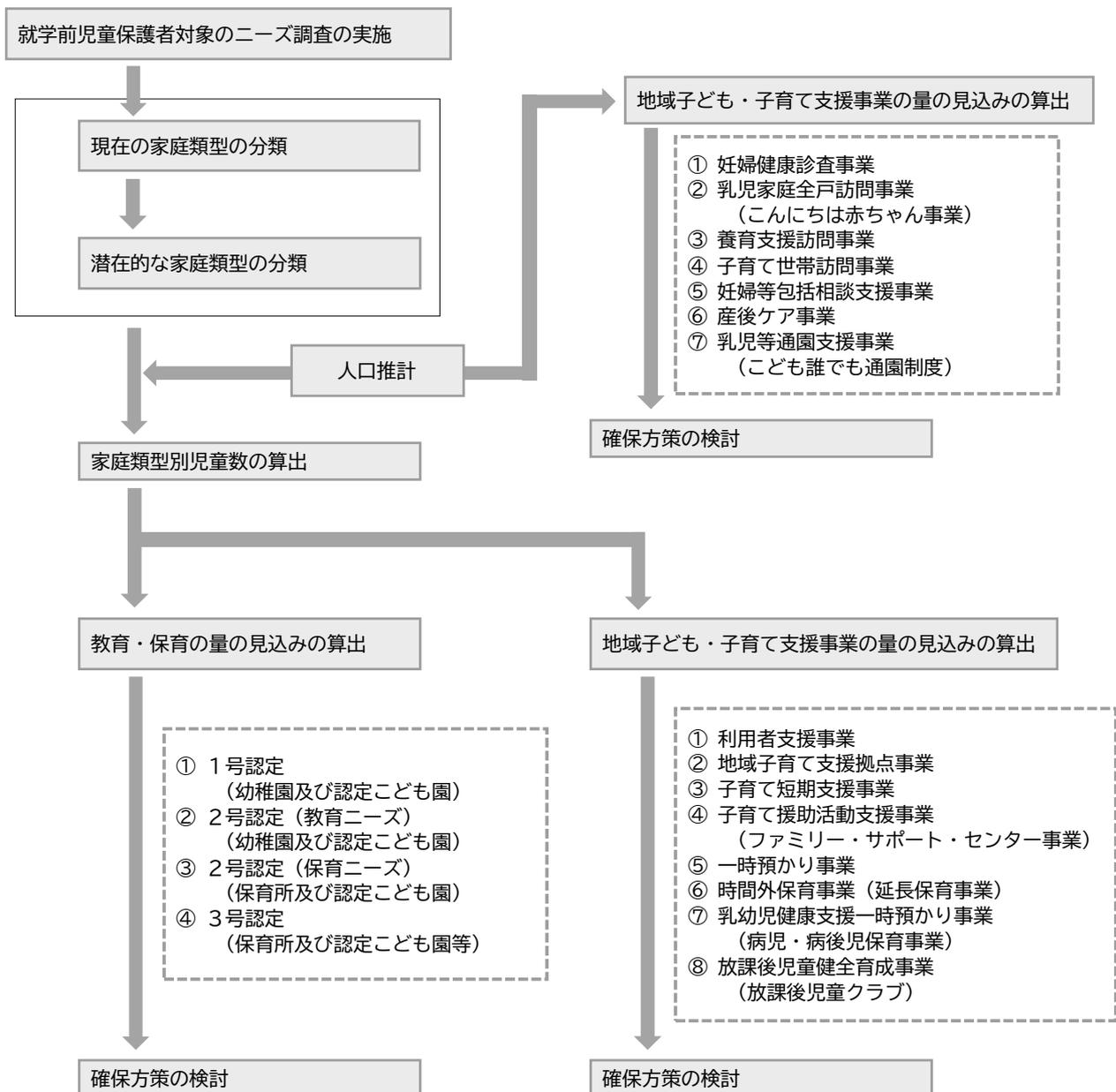
事業名		主な対象	
(1)	利用者支援事業	妊産婦、18歳未満	
(2)	地域子育て支援拠点事業	主におおむね3歳未満の児童がいるすべての家庭	
(3)	妊婦健康診査事業	妊娠中の女性	
(4)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	
(5)	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童及びその家庭	
(6)	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭	
(7)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等	
(8)	親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭	
(9)	子育て短期支援事業	18歳未満	
(10)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、小学1～6年生	
(11)	一時預かり事業	幼稚園型	3～5歳（主に在園している児童）
		幼稚園型以外	0～5歳
(12)	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳	
(13)	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病児・病後児保育事業)	通園・通学している小学生以下の児童	
(14)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学1～6年生	
(15)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市が定める基準に基づき支援が必要と判断される家庭	
(16)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育保育事業や地域子ども・子育て支援事業などに新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者	
(17)	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者	
(18)	産後ケア事業	鈴鹿市に住民票がある産後1年以内の親子で、助産師の指導を希望する方	

(3) 量の見込み算出フロー

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示す「量の見込み」の算出等のための手引きの手順に沿って算出し、本市のこれまでの実績や特性を踏まえ、補正を行いました（図表4-3）。

なお、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問事業、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、事業対象者の推計人口や実績値等を基に算出しています。

【図表4-3 量の見込み算出フロー】



3 認定区分と家庭類型

(1) 子どものための教育・保育給付認定の区分

国が示す給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます（図表4-4）。

認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります（図表4-5）。

【図表4-4 認定区分】

認定区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定の子ども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

【図表4-5 利用可能施設】

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり (教育ニーズあり) (教育ニーズなし)		保育の必要性あり
利用可能施設	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育事業				

(2) 子育てのための施設等利用給付

2019（令和元）年10月から開始した教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子ども・子育て支援給付」の関係性は、以下の図のようになります（図表4-6）。

子育てのための施設等利用給付の対象施設である「特定子ども・子育て支援施設等」の確認や公示、指導監督等については、認可権限や指導監督権限を持つ県に対し運営状況等の情報提供を求める等により、連携しながら保育の質の向上を図るよう努めます。

【図表4-6 子育てのための施設等利用給付について】

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
<p>■施設型給付</p> <p>○保育所</p> <p>○認定こども園</p> <p>○幼稚園</p> <p>■地域型保育給付</p> <p>○小規模保育 (認可定員：6人以上・19人以下)</p> <p>○家庭的保育 (認可定員：5人以下)</p> <p>○居宅訪問型保育</p> <p>○事業所内保育</p>	<p>■施設等利用費</p> <p>○認定こども園</p> <p>○幼稚園 (子ども・子育て新制度未移行の園)</p> <p>○特別支援学校幼稚園部</p> <p>○認可外保育施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです（図表4-7）。

教育・保育事業における量の見込みのうち、確認を受けない幼稚園などの施設の利用者に給付されます。

【図表4-7 施設等利用給付認定】

認定区分	支給要件
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>新2号認定の子ども及び新3号認定の子ども以外</u> のもの
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもののうち、 <u>市町村民税非課税世帯</u> であるもの

認定区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園、特別支援学校幼稚園部
新2号認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

(3) 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果を基に、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプA～Fの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します（図表4-8）。

【図表4-8 家庭類型】

父親	母親		フルタイム就労 (育児休業等含む)	パートタイム就労 (育児休業等含む)			現在は就労していない 就労したことがない
	ひとり親			120時間以上	120時間未満 60時間以上	60時間未満	
ひとり親	タイプA						
フルタイム就労 (育児休業等含む)		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD		
パートタイム就労 (育児休業等含む)	120時間以上	タイプC	タイプE				
120時間未満 60時間以上	タイプC'	タイプE'					
60時間未満		タイプD				タイプF	
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD				タイプF	

区分	内容
タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 120 時間以上 + 60 時間～120 時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 60 時間未満 + 60 時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月 120 時間以上 + 60 時間～120 時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月 60 時間未満 + 60 時間～120 時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

アンケート調査結果から算定した本市の現在の家庭類型について、全体ではタイプBが最も高くなっており、両親がフルタイムかつ共働きである家庭が多いことがうかがえます。

母親の今後の就労意向を反映させた潜在的な家庭類型をみると、タイプC、タイプDが減少し、タイプB、タイプC'が増加しており、無職の母親の就労意向や、母親のフルタイム就労への意向が強いことがうかがえます（図表4-9）。

【図表4-9 本市の家庭類型割合】

区分	現在の家庭類型割合	潜在的な家庭類型割合
タイプA	5.0%	5.0%
タイプB	42.5%	45.2%
タイプC	22.0%	21.1%
タイプC'	4.6%	6.8%
タイプD	25.4%	21.4%
タイプE	0.4%	0.4%
タイプE'	0.0%	0.0%
タイプF	0.1%	0.1%



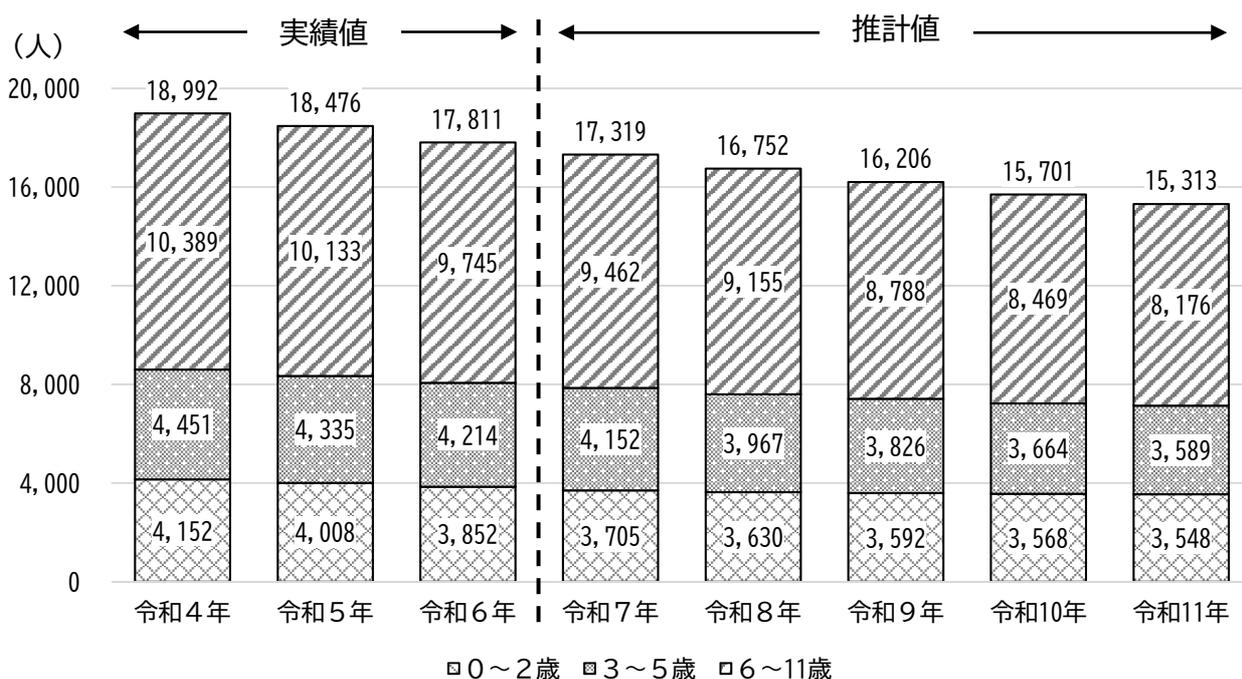
4 子どもの推計人口

本市の子どもの推計人口について、2025（令和7）年以降も減少が続くと予想され、計画最終年である2029（令和11）年では15,313人になると見込まれます（図表4-10）。

【図表4-10 子どもの推計人口】

単位：人

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	18,992	18,476	17,811	17,319	16,752	16,206	15,701	15,313
0歳	1,368	1,276	1,187	1,209	1,201	1,191	1,185	1,181
1歳	1,350	1,372	1,312	1,230	1,210	1,202	1,192	1,186
2歳	1,434	1,360	1,353	1,266	1,219	1,199	1,191	1,181
3歳	1,432	1,449	1,348	1,359	1,264	1,217	1,197	1,189
4歳	1,471	1,419	1,439	1,355	1,356	1,261	1,214	1,194
5歳	1,548	1,467	1,427	1,438	1,347	1,348	1,253	1,206
0～5歳	8,603	8,343	8,066	7,857	7,597	7,418	7,232	7,137
6歳	1,659	1,538	1,449	1,403	1,430	1,339	1,340	1,245
7歳	1,700	1,656	1,523	1,456	1,400	1,427	1,336	1,337
8歳	1,732	1,698	1,666	1,530	1,451	1,395	1,422	1,331
9歳	1,676	1,726	1,680	1,648	1,527	1,448	1,392	1,419
10歳	1,819	1,689	1,725	1,697	1,650	1,529	1,450	1,394
11歳	1,803	1,826	1,702	1,728	1,697	1,650	1,529	1,450
6～11歳	10,389	10,133	9,745	9,462	9,155	8,788	8,469	8,176



実績値：住民基本台帳（各年3月31日現在）

推計値：コーホート変化率法による推計

5 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 教育ニーズ：1号認定、2号認定（教育ニーズ）

①現状と課題

本市には、公立幼稚園が5園、私立幼稚園が4園、幼保連携型認定こども園が8園、幼稚園型認定こども園が1園あります。

第2期計画期間においては、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度において実績値が計画値を下回っており、児童数の減少に加え、教育ニーズが減少していることがうかがえます。

【図表4-11-1 1号認定、2号認定の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	2,220	2,116	1,996	1,567
1号認定	1,724	1,643	1,550	1,191
2号認定（教育ニーズ）	496	473	446	376
②実績値	1,963	1,831	1,681	1,583
1号認定	1,575	1,464	1,263	1,240
2号認定（教育ニーズ）	388	367	418	343
差（①－②）	257	285	315	-16
確保方策	3,110	3,110	3,120	2,611

②量の見込みと確保方策

引き続き教育ニーズが減少を続けていくと見込まれます。

「量の見込み」に対する「確保方策」は満たされており、引き続き提供体制の確保に努めます。なお、2号認定の教育ニーズについては、1号認定の定員数の中で確保します。

【図表4-11-2 1号認定、2号認定の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,432	1,370	1,320	1,265	1,238
1号認定	1,033	989	953	913	894
2号認定（教育ニーズ）	399	381	367	352	344
②確保方策	2,412	2,412	2,412	2,412	2,412
教育・保育施設	822	822	822	822	822
未移行の幼稚園 ⁶	1,590	1,590	1,590	1,590	1,590
差（②－①）	980	1,042	1,092	1,147	1,174

6 未移行の幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園をいいます。

(2) 保育ニーズ：2号認定

①現状と課題

本市には、公立保育所が10園、私立保育所が24園、幼保連携型認定こども園が8園、幼稚園型認定こども園が1園あります。

第2期計画期間においては、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度において実績値が計画値を上回っており、児童数の減少に伴い利用者数は減少しているものの、保育ニーズは高いことがうかがえます。

【図表4-12-1 2号認定の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	2,609	2,486	2,345	2,604
②実績値	2,860	2,769	2,685	2,726
差（①－②）	-251	-283	-340	-122
確保方策	2,850	2,850	2,850	3,095

②量の見込みと確保方策

児童数の減少に伴い、2号認定も減少していくと見込まれます。

「量の見込み」に対する「確保方策」は満たされており、引き続き提供体制の確保に努めます。

【図表4-12-2 2号認定の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,720	2,597	2,506	2,399	2,351
②確保方策	3,115	3,115	3,115	3,115	3,115
鈴鹿市内分	3,080	3,080	3,080	3,080	3,080
四日市市受け入れ分	35	35	35	35	35
差（②－①）	395	518	609	716	764

(3) 保育ニーズ：3号認定（0歳児）

①現状と課題

本市には、公立保育所が10園、私立保育所が24園、幼保連携型認定こども園が8園あります。

第2期計画期間においては、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度において実績値が計画値を上回っており、児童数の減少があるものの、利用者の減少はほとんどみられず、保育ニーズは高いことがうかがえます。

【図表4-13-1 3号認定（0歳児の実績）】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	396	389	383	403
②実績値	412	413	386	413
差（①-②）	-16	-24	-3	-10
確保方策	428	428	428	428

②量の見込みと確保方策

児童数の減少に伴い、3号認定（0歳児）も減少していくと見込まれます。

「量の見込み」に対して「確保方策」が下回っているため、引き続き弾力的な運用により、待機児童が発生しないように取り組みます。

【図表4-13-2 3号認定（0歳児）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	436	433	430	427	425
②確保方策 ⁷	345	345	345	345	345
鈴鹿市内分	341	341	341	341	341
四日市市受け入れ分	4	4	4	4	4
差（②-①）	-91	-88	-85	-82	-80

⁷ 小規模保育事業などの地域型保育事業は、本市に該当施設がないため記載していません。

(4) 保育ニーズ：3号認定（1歳児、2歳児）

①現状と課題

本市には、公立保育所が10園、私立保育所が24園、幼保連携型認定こども園が8園、幼稚園型認定こども園が1園あります。

第2期計画期間においては、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度において実績値が計画値を上回っており、保育へのニーズは高いことがうかがえます。

【図表4-14-1 3号認定（1歳児、2歳児）の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	1,476	1,443	1,440	1,492
②実績値	1,533	1,579	1,595	1,631
1歳児	718	729	761	766
2歳児	815	850	834	865
差（①-②）	-57	-136	-155	-139
確保方策	1,612	1,612	1,612	1,556

②量の見込みと確保方策

児童数の減少に伴い、3号認定（1歳児、2歳児）も減少していくと見込まれます。

「量の見込み」に対して「確保方策」が下回っている年度については、弾力的な運用により、待機児童が発生しないように取り組みます。

【図表4-14-2 3号認定（1歳児、2歳児）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,594	1,551	1,532	1,522	1,510
1歳児	738	726	721	715	711
2歳児	856	825	811	807	799
②確保方策 ⁸	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579
鈴鹿市内分	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562
四日市市受け入れ分	17	17	17	17	17
差（②-①）	-15	28	47	57	69

8 小規模保育事業などの地域型保育事業は、本市に該当施設がないため記載していません。

(5) 保育利用率：3号認定（0～2歳児）

0～2歳児の保育利用率⁹の見込みは、以下の通りです。

【図表4-15 3号認定（0～2歳児）の保育利用率】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用定員数	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924
0歳児	345	345	345	345	345
1歳児、2歳児	1,579	1,579	1,579	1,579	1,579
②推計児童数	3,705	3,630	3,592	3,568	3,548
0歳児	1,209	1,201	1,191	1,185	1,181
1歳児、2歳児	2,496	2,429	2,401	2,383	2,367
保育利用率（②／①）	51.9%	53.0%	53.6%	53.9%	54.2%
0歳児	28.5%	28.7%	29.0%	29.1%	29.2%
1歳児、2歳児	63.3%	65.0%	65.8%	66.3%	66.7%



9 保育利用率：3号認定の利用定員数／0～2歳の推計人口

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

①現状と課題

2023（令和5）年度に基本型として子育て支援センターりんりんにおいて事業を開始しました。また、2024（令和6）年度に、「鈴鹿市こども家庭センター」を設置しました。

利用者支援事業の実施場所が整備されつつある中で、妊娠・出産・子育て期の途切れのない支援に向け、関係機関との連携強化や利用者支援専門員の確保及びスキルアップを図る等、引き続き相談支援体制を強化していくことが必要です。

【図表4-16-1 利用者支援事業の実績】

単位：箇所

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①計画値（量の見込み）	2	2	2	2	2
基本型 ¹⁰ ・特定型 ¹¹	1	1	1	1	1
こども家庭センター型（母子保健型 ¹² ）	1	1	1	1	1
②実績値	1	1	1	2	2
基本型	0	0	0	1	1
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型（母子保健型）	1	1	1	1	1
差（①-②）	-1	-1	-1	0	0

10 基本型：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう。身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

11 特定型：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

12 母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。

2024（令和6）年4月から「こども家庭センター」が設置されたことに伴い、「母子保健型」から「こども家庭センター型」に名称を変更しています。

②量の見込みと確保方策

基本型、こども家庭センター型については、現状の確保方策を継続します。

また、2025（令和7）年度から新たに4箇所の地域子育て相談機関において利用者支援事業を実施します。

なお、特定型については、待機児童の発生を見込んでいないため実施予定はありません。

【図表4-16-2 利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：箇所

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関 ¹³	4	4	4	4	4
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	6	6	6	6	6
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	4	4	4	4	4
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差（②-①）	0	0	0	0	0



13 地域子育て相談機関：利用者にとって相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関で、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としています。

子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することに抵抗感がある家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、こども家庭センターを補完することが期待されます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

①現状と課題

本市では、つどいの広場事業として民間事業所7か所で実施しているほか、公共施設においては一般型2か所、連携型2か所で実施しています。

第2期計画期間においては、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度において新型コロナウイルス感染症等の影響により、計画値を大幅に下回る実績値となっていますが、2023（令和5）年度では延べ利用者が70,000人を超えました。

新型コロナウイルス感染症等の影響が落ち着き、再び利用者の増加が見込まれる中で、民間事業所、公共施設をともに含めた拠点施設相互の情報共有や情報収集を行い、拠点事業全体の受け入れ態勢の充実及び質の向上を図ることが必要です。

また、子育て応援サイト「きら鈴」等の様々な広報媒体を活用し、事業の周知を積極的に行うことが必要です。

【図表4-17-1 地域子育て支援拠点事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	105,000	107,000	110,000	113,000
②実績値	58,290	57,288	58,198	72,323
差（①－②）	46,710	49,712	51,802	40,677
実施箇所数	10箇所	9箇所	9箇所	11箇所

②量の見込みと確保方策

市内11箇所での実施を通じ、引き続き「量の見込み」を確保できるよう取り組みます。また、様々な媒体から事業周知を行い、支援の充実に努めます。

【図表4-17-2 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	82,700	92,700	102,700	102,700	102,700
②確保方策	82,700	92,700	102,700	102,700	102,700
差（②－①）	0	0	0	0	0
実施箇所数	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、胎児の発育状態を確認し、妊婦に対し保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

①現状と課題

健康診査受診費用の一部を、公費で負担することにより実施しています。

第2期計画期間においては、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度において実績値が計画値を下回っており、少子化による妊娠届出数の減少に伴い、妊婦健康診査受診者も減少している状況です。

妊娠中の健康管理のためには、早期の妊娠届出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、積極的な情報提供や受診勧奨を推進していくことが必要です。

【図表4-18-1 妊婦健康診査事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数	1,392	1,361	1,312	1,259
①計画値（量の見込み）	18,313	17,988	17,713	16,403
②実績値	16,716	17,315	16,085	15,180
差（①-②）	1,597	673	1,628	1,223

②量の見込みと確保方策

引き続き、妊娠届出時の面談により、妊婦健康診査の利用を勧め、全ての対象者への支援に努めます。

【図表4-18-2 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15,201	14,847	14,566	14,284	14,028
②確保方策	15,201	14,847	14,566	14,284	14,028
差（②-①）	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

①現状と課題

保健師、助産師等が訪問し、必要な育児指導等を実施しています。

第2期計画期間においては、出生数の低下に伴い、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度において実績値が計画値を下回っています。

子どもの健やかな育ちが支援できるよう、全ての対象者に対して伴走型相談支援を行うことが必要です。

【図表4-19-1 乳児家庭全戸訪問 事業の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	1,473	1,447	1,423	1,323
②実績値	1,393	1,360	1,271	1,272
差（①－②）	80	87	152	51

②量の見込みと確保方策

引き続き、必要な伴走型支援や専門的な助言指導ができるよう、全ての対象者への訪問に努めます。

【図表4-19-2 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,209	1,201	1,191	1,185	1,181
②確保方策	1,209	1,201	1,191	1,185	1,181
差（②－①）	0	0	0	0	0

(5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

①現状と課題

支援員が育児、家事の相談等を行うとともに、保健師や看護師が養育に関する相談・助言・指導（専門的相談支援）を実施しています。

第2期計画期間においては、2020（令和2）年度から2024（令和4）年度において実績値が計画値を上回っており、養育支援が必要な家庭が多いことがうかがえます。

育児への不安や孤立感を抱える家庭など、様々な原因により養育支援を必要とする家庭が多くいると考えられるため、保健師や看護師等の有資格者の確保を行い、事業を実施することが必要です。

【図表4-20-1 養育支援訪問事業の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	664	671	673	861
②実績値	862	863	861	979
差（①-②）	-198	-192	-188	-118

②量の見込みと確保方策

子育て世帯訪問支援事業の創設に伴い、本事業については保健師等による専門的な相談支援に特化したものとして実施します。

養育支援が必要な家庭は今後も増加することが見込まれるため、引き続き、事業の実施により、全ての対象者への支援に努めます。

【図表4-20-2 養育支援訪問事業の量の見込みと 確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	491	503	514	527	541
②確保方策	491	503	514	527	541
差（②-①）	0	0	0	0	0

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

本市においては、「要保護児童等・DV対策地域協議会」を開催し、児童虐待等の要保護児童・要支援児童や配偶者等からの暴力（DV）問題に対して、医療、福祉、保健、教育等の関係機関が連携して、早期発見や未然防止等の円滑な推進を図っています。

事案に対する確実な連携を行うため、引き続き各関係機関とケース会議を密に行い、支援の方向性等の共通認識を行います。

(6) 子育て世帯訪問支援事業

2022（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

○量の見込みと確保方策

本市では、令和7年度より事業を実施するため、実際の利用状況等が量の見込みと大きく乖離している場合は、国の手引きに基づき、中間年を待たずに量の見込みの見直しを検討します。

【図表4-21 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	480	480	480	480	480
②確保方策	480	480	480	480	480
差（②-①）	0	0	0	0	0

(7) 児童育成支援拠点事業

2022（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

本市においては、本計画策定時において期間中の実施は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

(8) 親子関係形成支援事業

2022（令和4）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

本市においては、本計画策定時において期間中の実施は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）：原則7日以内

※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）：平日の夜間または休日

①現状と課題

児童養護施設や乳児院等において事業を実施しています。

第2期計画期間においては、年度によって利用者にはばらつきがあるものの、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度において実績値が計画値を上回っており、ニーズが高いことがうかがえます。

今後も、必要な家庭へ事業の啓発を行い利用につなげることや、児童虐待の未然防止の側面からも、引き続き事業を実施することが必要です。

【図表4-22-1 子育て短期支援事業の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	106	102	99	198
②実績値	301	209	197	337
差（①－②）	-195	-107	-98	-139

②量の見込みと確保方策

今後も利用ニーズが高まることを見込まれるため、「量の見込み」を確保できるよう、提供体制の確保に努めます。

【図表4-22-2 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	266	285	306	329	353
②確保方策	266	285	306	329	353
差（②－①）	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

①現状と課題

現在の会員数は依頼会員 880 人、提供会員 190 人、両方会員 39 人となっています（2023（令和5）年度実績）。

第2期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、2020（令和2）年度から2021（令和3）年度において、実績値が計画値を下回っていますが、令和4年度以降は実績値が計画値を上回っており、ニーズが高いことがうかがえます。

利用ニーズに対応するためには、提供会員の確保が必要であり、引き続き、提供会員養成に向けた取組を行うことが必要です。

【図表4-23-1 子育て援助活動支援事業の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	3,359	3,426	3,341	3,264
②実績値	2,656	3,186	3,442	3,663
差（①-②）	703	240	-101	-399

②量の見込みと確保方策

今後も利用ニーズが高まることが見込まれるため、「量の見込み」を確保できるよう、会員の確保等に努めます。

【図表4-23-2 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,526	3,625	3,727	3,832	3,940
②確保方策	3,526	3,625	3,727	3,832	3,940
差（②-①）	0	0	0	0	0

(11) 一時預かり事業

- 幼稚園型：幼稚園又は認定こども園で、主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業期間等に当該幼稚園等において一時的に預かる事業
- 幼稚園型を除く：保育園等で主として保育園等に通っていない又は在籍していない乳幼児を対象に家庭での保育が困難な場合に一時的に預かる事業

①現状と課題

幼稚園型の預かり保育は、私立幼稚園4か所、認定こども園9か所にて実施しています。また、幼稚園型を除く預かり保育は、公立保育所3か所、私立保育園6か所、認定こども園6か所にて実施しています。

第2期計画期間においては、特に幼稚園型の利用者は2020（令和2）年度から2023（令和5）年度において実績値が計画値を大きく上回り、幼稚園型のニーズが非常に高いことがうかがえるため、引き続き、提供体制を確保する必要があります。

【図表4-24-1 一時預かり事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	34,294	32,854	31,329	32,248
幼稚園型	24,132	22,992	21,689	27,487
幼稚園型を除く	10,162	9,862	9,640	4,761
②実績値	37,339	35,899	43,362	44,182
幼稚園型	30,545	30,929	38,116	36,269
幼稚園型を除く	6,794	4,970	5,246	7,913
差（①－②）	3,045	-3,045	-12,033	-11,934

②量の見込みと確保方策

今後も高い利用ニーズが見込まれるため、幼稚園型の一時預かり、幼稚園型を除く一時預かりともに「量の見込み」を確保できるよう、提供体制の確保に努めます。

【図表4-24-2 一時預かり事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	39,627	37,834	36,562	35,069	34,212
幼稚園型	34,066	32,519	31,439	30,161	29,407
幼稚園型を除く	5,561	5,315	5,123	4,908	4,805
②確保方策	39,627	37,834	36,562	35,069	34,212
幼稚園型	34,066	32,519	31,439	30,161	29,407
幼稚園型を除く	5,561	5,315	5,123	4,908	4,805
差（②－①）	0	0	0	0	0

(12) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育する事業です。

①現状と課題

私立保育園 24 か所、認定こども園 7 か所にて事業を実施しています。

第 2 期計画期間においては、2020（令和 2）年度から 2023（令和 5）年度において実績値が計画値を下回っていますが、年度ごとに利用者は増加しており、ニーズが高いことがうかがえます。

共働き世帯の増加や、保護者の働き方の多様化が進んでおり、引き続き受け入れ体制を維持・強化していくことが必要です。

【図表 4-25-1 時間外保育事業の実績】

単位：延べ人数

区分	第 2 期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①計画値（量の見込み）	1,519	1,466	1,418	1,386
②実績値	1,297	1,286	1,358	1,385
差（①－②）	222	180	60	1

②量の見込みと確保方策

今後も利用ニーズが高まることが見込まれるため、「量の見込み」を確保できるよう、提供体制の確保に努めます。

【図表 4-25-2 時間外保育事業の量の見込みと確保方策】

単位：延べ人数

区分	第 3 期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,271	1,229	1,220	1,170	1,154
②確保方策	1,271	1,229	1,220	1,170	1,154
差（②－①）	0	0	0	0	0

(13) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

①現状と課題

本市では、鈴鹿市病児保育室（ハピールーム）にて病児・病後児保育事業を、鈴鹿市立西条保育所にて病後児保育事業を実施しています。

第2期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度において実績値が計画値を下回っていますが、年度ごとに利用者は増加しており、ニーズが高いことがうかがえます。

引き続き、事業の周知を図り、全ての利用者を受け入れることができるよう、医療機関や保育所等との連携を図ることが必要です。

【図表4-26-1 乳幼児健康支援一時預かり事業の実績】 単位：延べ人数

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	1,403	1,356	1,320	1,287
②実績値	405	716	750	1,197
差（①-②）	998	640	570	90

②量の見込みと確保方策

今後も利用ニーズが高まることが見込まれるため、「量の見込み」を確保できるよう、提供体制の確保に努めます。

【図表4-26-2 乳幼児健康支援一時預かり事業の量の見込みと確保方策】 単位：延べ人数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,460	1,415	1,372	1,336	1,306
②確保方策	1,460	1,415	1,372	1,336	1,306
差（②-①）	0	0	0	0	0

(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。

①現状と課題

本市では、全小学校区で放課後児童クラブを実施しています。

第2期計画期間においては、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度において実績値が計画値を下回っていますが、利用者数は増加傾向にあり、ニーズが高いことがうかがえます。

児童数は減少する見込みですが、核家族化や共働き世帯が増加しているため、引き続き受け入れ体制を維持・強化していく必要があります。

【図表4-27-1 放課後児童健全育成事業の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	2,042	2,064	2,088	2,112
小学1年生	594	600	607	614
小学2年生	529	535	541	547
小学3年生	431	436	441	446
小学4年生	259	262	265	268
小学5年生	146	147	149	151
小学6年生	83	84	85	86
②実績値	1,983	1,991	1,947	2,099
小学1年生	576	594	561	614
小学2年生	524	520	554	542
小学3年生	425	423	395	483
小学4年生	254	260	225	250
小学5年生	121	136	137	132
小学6年生	83	58	75	78
差（①-②）	59	73	141	13

②量の見込みと確保方策

今後も利用者は増加することが見込まれる中で、待機児童が発生しないよう、需給状況を把握しながら利用定員の確保に努めます。

また、クラブ運営者と連携し、放課後児童支援員¹⁴等に対する研修等を充実することにより、児童の安全・安心な生活を確保し、放課後児童クラブの安定した運営に努めます。

【図表4-27-2 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,199	2,231	2,264	2,298	2,332
小学1年生	632	641	651	661	670
小学2年生	582	591	599	608	617
小学3年生	478	485	493	500	507
小学4年生	281	285	289	293	298
小学5年生	147	149	151	154	156
小学6年生	79	80	81	82	84
②確保方策	2,199	2,231	2,264	2,298	2,332
小学1年生	632	641	651	661	670
小学2年生	582	591	599	608	617
小学3年生	478	485	493	500	507
小学4年生	281	285	289	293	298
小学5年生	147	149	151	154	156
小学6年生	79	80	81	82	84
差(②-①)	0	0	0	0	0

14 放課後児童支援員：2015（平成27）年度から新しく創設された放課後児童クラブの支援員のための専門資格。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

本市では、幼児教育・保育の無償化により、私立幼稚園に対し、2019（令和元）年10月から事業を行っています。

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外です。

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の技術、手法、経験などを活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。

本市では、2022（令和4）年から事業を行っています。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外です。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

2024（令和6）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

○量の見込みと確保方策

本市では市内1箇所で実施しています。

利用希望者が事業を利用できるよう、事業の周知を図り、支援の充実に努めます。

【図表4-28 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：箇所

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

(18) 産後ケア事業

2024（令和6）年の子ども・子育て支援法改正に伴い産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

本市においては、平成29年度から実施しており、鈴鹿市に住民票がある出産後1年以内の母子を対象に、宿泊型、通所型、訪問型の産後ケアを実施しています。

○量の見込みと確保方策

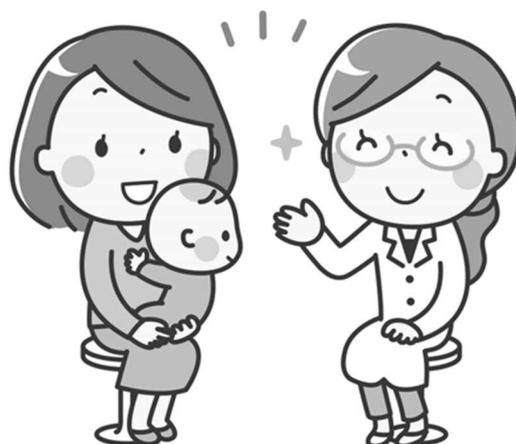
利用希望者が事業を利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

また、事業の実施にあたり、支援対象者のメンタルヘルスに係る課題等への対応のために医療機関との連携体制の構築が重要であることから、三重県との連携を図ります。

【図表4-29 産後ケア事業の量の見込みと確保方策】

単位：●●

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
宿泊型					
通所型					
訪問型					
②確保方策					
差(②-①)	0	0	0	0	0



7 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付）

こども誰でも通園制度とは、子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

子どもを中心に、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本制度は、2025（令和7）年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、2026（令和8）年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

○量の見込みと確保方策

本市では、2026（令和8）年度からの実施に向けて準備を進めます。

【図表4-30 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					
差（②-①）					



8 子ども・子育て支援事業の推進に向けた取組

(1) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、2024（令和6）年度現在、市内に公立保育所が10園、私立保育所が24園、公立幼稚園が5園、私立幼稚園が4園、幼保連携型認定こども園が8園、幼稚園型認定こども園が1園整備されています。

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行う認定こども園の制度について普及に努めるとともに、認定こども園への移行を希望する施設に対し、相談支援を行います。

また、幼児教育・保育等の質の確保及び向上のため、充実した研修の実施や県が作成したカリキュラム（三重県保幼小の円滑な接続のための手引き）を活用し、連携、接続の意識啓発を推進するなど、幼稚園教諭・保育士等の資質向上を図ります。

さらに、小学校とも連携して学校見学等の交流を行うことで、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図ります。

(2) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業との連携

本市では、2024（令和6）年度現在、小規模保育事業等の地域型保育事業は市内に該当施設がありませんが、開設を希望する事業者等がいる場合は、相談支援を行います。

また、地域型保育事業所が開設した際は、全ての子どもに必要な教育・保育の提供が実現するよう、地域型保育事業と教育・保育施設の連携を確実にし、情報共有を基盤に育ちの環境を保障します。

(3) 障がい児施策の充実等

本市では、児童発達支援センターを市内に2箇所（鈴鹿市第1療育センター、鈴鹿市第2療育センター）設置し、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を合わせて行っています。

障がい児支援体制の整備にあたり、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援等の活用を通して、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場において、関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進します。

また、強度行動障がい¹⁵や高次脳機能障がい¹⁶を持つ障がい児については、より専門的な支援が必要になることから、管内の支援ニーズの把握と併せて、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を行います。

15 強度行動障がい：自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

16 高次脳機能障がい：脳の損傷により生じる認知機能等の障がい。

(4) 外国に繋がる幼児への支援・配慮

本市では、2021（令和3）年以降、外国にルーツのある子どもが増加傾向にあり、2024（令和6）年3月31日現在では1,424人となっています。

外国にルーツのある子どもの増加に伴い、本市の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用が増加することが考えられることから、受け入れに当たっては、子どもたちそれぞれの生活習慣や家庭環境などを踏まえ、一人ひとりの特性に応じた支援や配慮が必要になります。

本市においては、保育所が通訳等を活用する場合や、外国にルーツのある子どもを多く受入れている保育所が保育士を配置する場合などに国等の補助制度を活用しながら、外国にルーツのある子ども及びその保護者への支援を実施します。

国籍等を問わず全ての子どもたちが互いを尊重し合い、共生の中で健やかに成長できるよう、保育士や教職員等の理解促進や、多文化共生の視点から教育・保育環境の整備を図ります。

(5) 労働者の仕事と生活の調和に向けた支援

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員のニーズを反映した「仕事と子育ての両立支援」や「働き方の見直し」等の行動計画を策定し、職場環境の整備を推進します。

育児休業制度の利用が増加している一方で、職場の理解を得ることができず、利用できない方や退職を余儀なくされる方が一定数存在します。市民や市内に本社をもつ事業者に対し、広報活動を通じて、育児休業制度の趣旨理解と制度普及を促進します。

また、保護者の育児休業後における教育・保育施設等の利用ニーズが想定されることを踏まえ、育児休業満了後から円滑に教育・保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

(6) 国・県等との連携

本計画に掲げる取り組みについては、本市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力や要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止対策の充実・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援・障がい児施策の充実など専門的かつ広域的な観点からの県との連携・推進、また、県を通して、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請します。



第5章 鈴鹿市放課後児童対策計画

第5章 鈴鹿市放課後児童対策計画

1 計画の策定に当たって

(1) 計画の趣旨

国においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」(2014(平成26)年7月策定)、「新・放課後子ども総合プラン¹⁷⁾」(2018(平成30)年9月策定、以下「新プラン」という。)を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備における学校施設の活用促進、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進など、放課後児童対策を推進してきました。

全国的に放課後児童クラブの受け皿整備が進んでいる一方、放課後児童クラブのニーズのさらなる増大や、新型コロナウイルス感染症による人材確保や実施場所確保への影響により、国において目標としていた受け皿整備目標の達成が困難な状況となっています。

放課後児童クラブの待機児童は全国で約1.6万人いることから、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、国は放課後児童対策を一層強化し、子どものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、2023(令和5)年度から2024(令和6)年度に集中的に取り組むべき対策として、2023(令和5)年12月に「放課後児童対策パッケージ¹⁸⁾」をまとめました。

本市においては、前計画において「新・放課後子ども総合プランに基づく鈴鹿市行動計画」を策定し、取組を進めてきましたが、本計画の策定に合わせて、新たに鈴鹿市放課後児童対策計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

令和6年3月29日付けでこども家庭庁及び文部科学省より発出された「令和6年度以降の放課後児童対策について(通知)」において、「新・放課後子ども総合プラン」の終了後も、「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、引き続き、継続的かつ計画的な取組を推進する観点から配慮する事項として、市町村が計画に盛り込むべき内容等が示されました。

本計画は、この通知に基づく本市の放課後児童対策計画として位置付けます。

17 新・放課後子ども総合プラン：放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、2023(令和5)年度までの放課後児童クラブの受け皿整備、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的実施等を目標としたプラン。

18 放課後児童対策パッケージ：新・放課後子ども総合プランで掲げた目標の達成が困難であることを鑑み、放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、2023(令和5)年度から2024(令和6)年度までに取り組むべき内容を取りまとめたもの。

2 本市における現状

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本市における、2023（令和5）年度の登録児童数は2,099人で、全小学校区（51施設）において、放課後児童クラブを実施しました。

なお、2024（令和6）年4月から2施設増設し、53施設で実施しています。

(2) 放課後子ども教室

本市では、7つの小学校区で放課後子ども教室（土曜体験学習含む）を実施しています。2023（令和5）年度は、7教室合わせて121回開催、延べ参加者数は2,818人となっています。

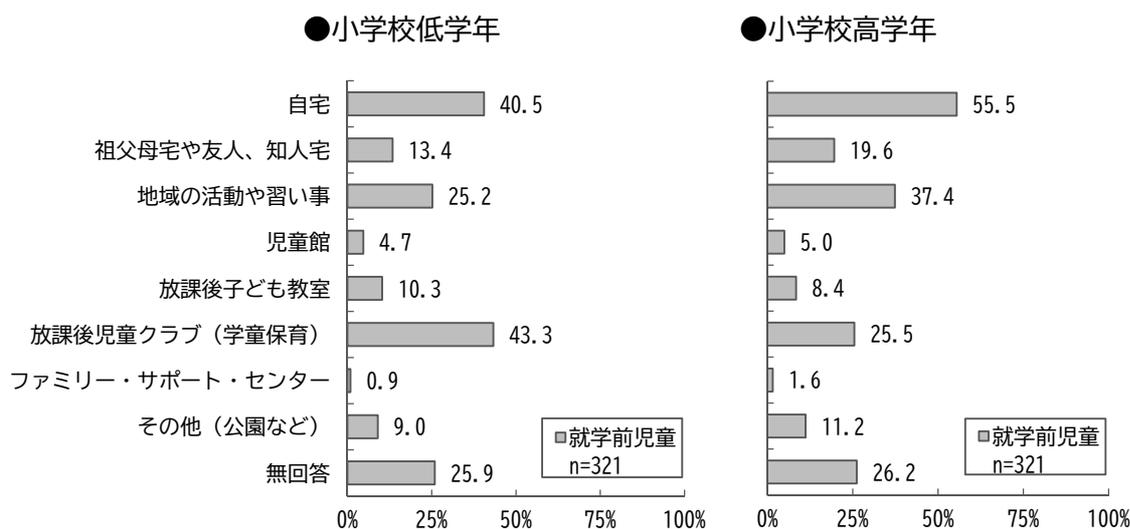
(3) 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

本市では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の校内交流型を1か所、連携型を2か所整備しています。

(4) アンケート調査結果より

就学前児童の放課後の過ごし方の希望をみると、低学年のうちには「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も高く、次いで「自宅」となっています。高学年になると、「自宅」が最も高く、次いで「地域の活動や習い事」となっています。

【図表5 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）】



※「小学校低学年」は1～3年生、「小学校高学年」は4～6年生です。

3 放課後児童対策の推進に関する事項

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

※第4章(14)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の「確保方策 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策」参照。

(2) 放課後子ども教室の実施計画

放課後子ども教室(土曜体験学習を含む)の開催回数について、毎年度100回以上の実施を目指します。

(3) 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

校内交流型・連携型について、現在計3か所整備しており、引き続き学校や放課後児童クラブの理解を得ながら、関係部署と連携を図り、整備について検討を行います。

(4) 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブの放課後児童支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターが連携し、プログラムの内容や実施日等を検討できるよう、定期的な協議の場を設けます。

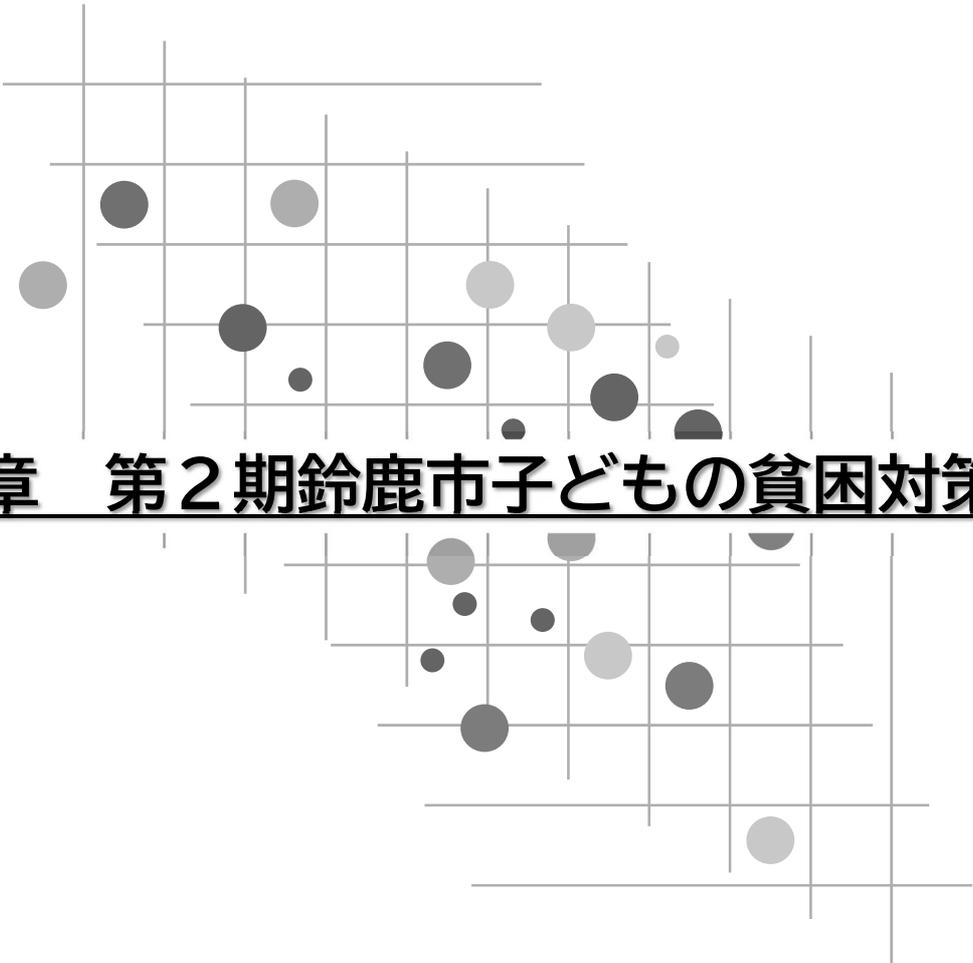
また、校内交流型プログラムを実施する場合には、児童の移動時の安全確保のため、放課後児童支援員やサポーター等を配置します。

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

学校施設の活用について、学校等関係部署と連携を図り、余裕教室、体育館、校庭及び旧幼稚園施設等の一時利用について協議します。

(6) 放課後児童対策に係る子ども部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後活動の実施に当たっては、関係部署による会議の開催や情報の共有などにより、密接な連携を図ります。また、関係部署の責任体制を明確化した上で、総合的な放課後対策について協議を行います。



第6章 第2期鈴鹿市子どもの貧困対策計画

第6章 第2期鈴鹿市子どもの貧困対策計画

1 計画の策定に当たって

(1) 計画の趣旨

2021（令和3）年の国民生活基礎調査では、18歳未満の「子どもの貧困率」が11.5%となっており、およそ8人に1人が「相対的な貧困¹⁹」となっています。

特に、子どもがいる世帯のうち大人が1人の世帯では44.5%の世帯、実に2世帯に1世帯が「相対的な貧困」となっています。

そこには、保護者の収入が少なく十分な教育を受けられず、進学・就職の機会に恵まれにくくなり、将来的に十分な収入を得ることができずに、子ども世代も貧困になるという、貧困の連鎖が生じていることがうかがえます。

本市においては、2020（令和2）年3月に「鈴鹿市子どもの貧困対策計画」を新たに策定し、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等の自立のため、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」等の支援に取り組んできましたが、子どもや家庭を取り巻く環境が変化している中、本市の子どもの貧困状態について、引き続き状況を把握し、取組を強化していく必要があります。

2023（令和5）年に制定された「こども基本法」、2024（令和6）年に改正された「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市のすべての子どもたちが貧困により、適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され社会から孤立することのないよう、将来に夢と希望を持って成長できるような環境を整えることは重要な課題です。

こうしたことから、子どもの貧困の解消に向け、「第2期鈴鹿市子どもの貧困対策計画」を策定し、様々な取組を進めます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」として位置付けます。

(3) 子どもの貧困のとらえ方（計画における定義）

子ども（18歳に満たない者）が、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を子どもの貧困ととらえます。

19 相対的な貧困：およそ、平均的な所得の世帯の半分の所得レベルで生活をしなければならない状態のこと。

2 本市における子どもの貧困の現状

(1) 本市における子どもの貧困の現状把握の方法

本市における子どもの貧困の現状を把握するため、アンケート調査を実施しました。養育費受領率については、児童扶養手当受給資格者への現況届における調書記載の内容から算出しました。

【図表6-1 調査概要】

① 鈴鹿市 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査	
調査対象者	鈴鹿市に移住する就学前児童・小学生の保護者（おおよそふたり親家庭）
調査期間	令和5年12月27日～令和6年1月29日
回収数	1,780件
② 子どもの健康・生活アンケート	
調査対象者	鈴鹿市の児童扶養手当受給資格者（おおよそひとり親家庭）
調査期間	令和5年11月17日～令和6年2月29日
回収数	121件
③ 児童扶養手当現況届	
調査対象者	鈴鹿市の児童扶養手当受給資格者（おおよそひとり親家庭）
対象期間	令和元年度から令和3年度

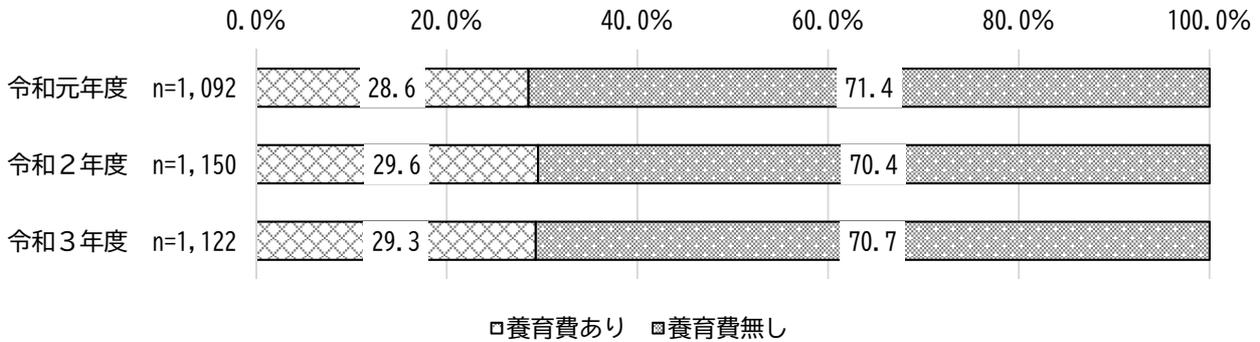


(2) アンケート調査結果等

① 養育費の有無

養育費の有無について、令和元年度から令和3年度にかけて概ね3割程度が「養育費あり」となっています（図表6-2）。

【図表6-2 養育費の有無】



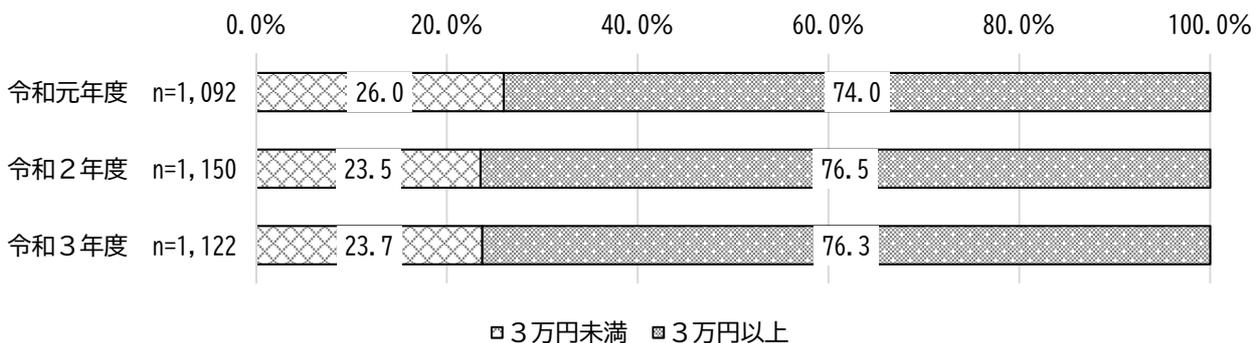
年度	合計	養育費あり	養育費無し
令和元年度	1,092 件	312 件	780 件
令和2年度	1,150 件	340 件	810 件
令和3年度	1,122 件	329 件	793 件

資料：児童扶養手当現況届

② 養育費の月額

養育費の月額について、令和元年度から令和3年度にかけて7割以上が「3万円以上」となっています（図表6-3）。

【図表6-3 養育費の月額】



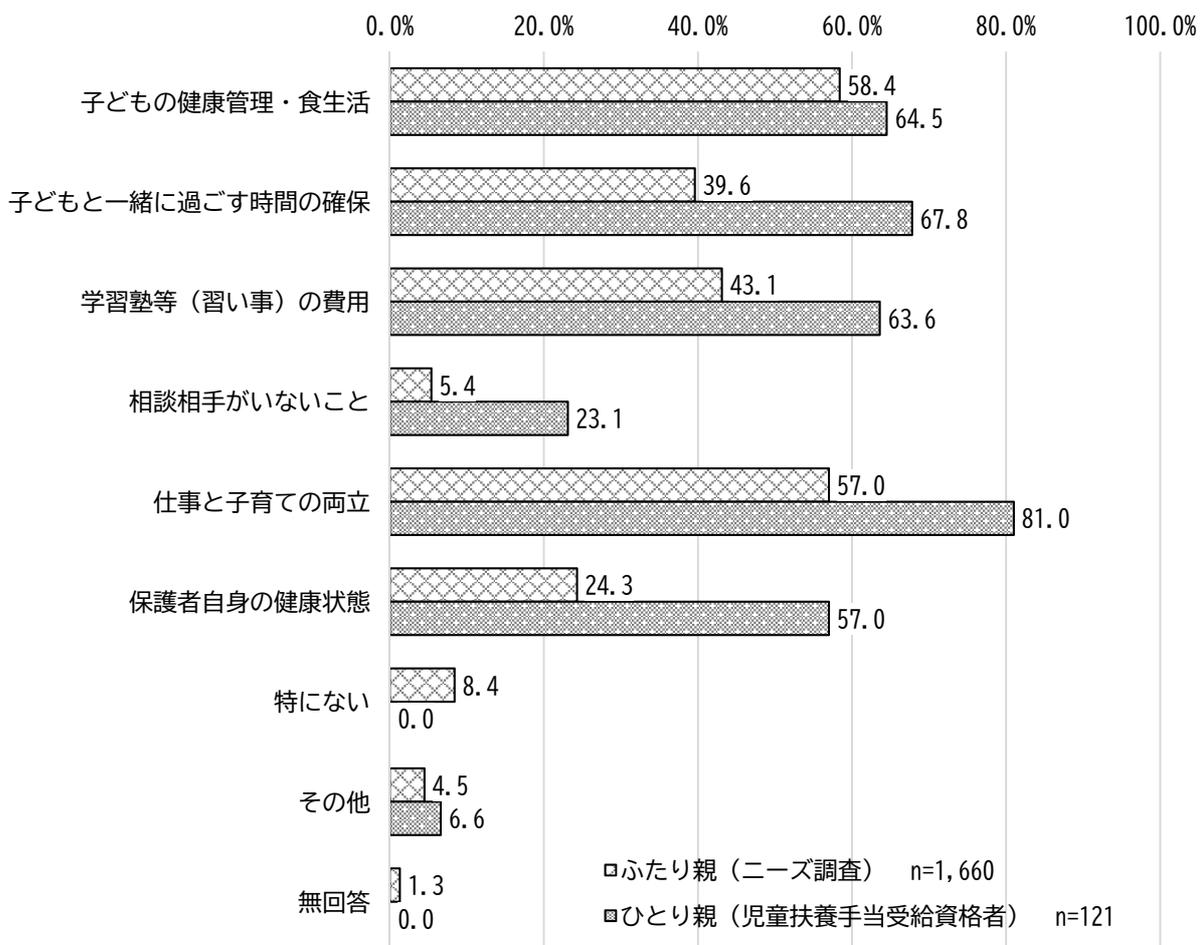
年度	合計	3万円未満	3万円以上
令和元年度	312 件	81 件	231 件
令和2年度	340 件	80 件	260 件
令和3年度	329 件	78 件	251 件

資料：児童扶養手当現況届

③子育ての中で特に大変なこと

子育ての中で特に大変なことについて、ふたり親では「子どもの健康管理・食生活」が58.4%で最も高く、次いで「仕事と子育ての両立」が57.0%となっています。また、ひとり親では「仕事と子育ての両立」が81.0%で最も高く、次いで「子どもと一緒に過ごす時間の確保」が67.8%、「子どもの健康管理・食生活」が58.4%、「学習塾等（習い事）の費用」が63.6%となっています（図表6-4）。

【図表6-4 子育ての中で特に大変なこと】

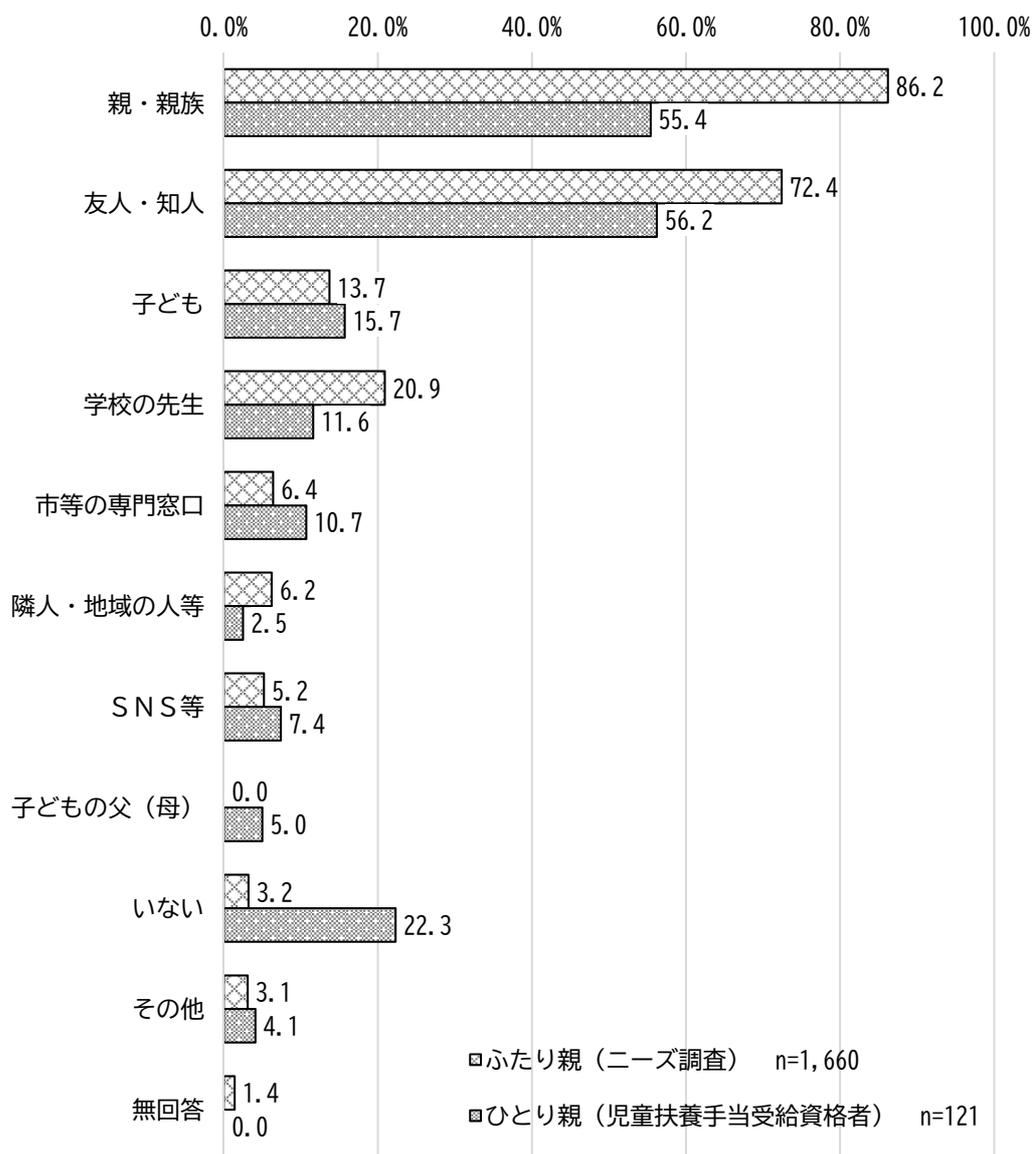


資料：ふたり親・・・鈴鹿市子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査
ひとり親・・・児童扶養手当受給資格者を対象とした「子どもの健康・生活アンケート」

④困った時に相談する相手

困った時に相談する相手について、ふたり親では「親・親族」が86.2%で最も高く、次いで「友人・知人」が72.4%となっています。また、ひとり親では「友人・知人」が56.2%で最も高く、次いで「親・親族」が55.4%、「いない」が22.3%となっています（図表6-5）。

【図表6-5 困った時に相談する相手】

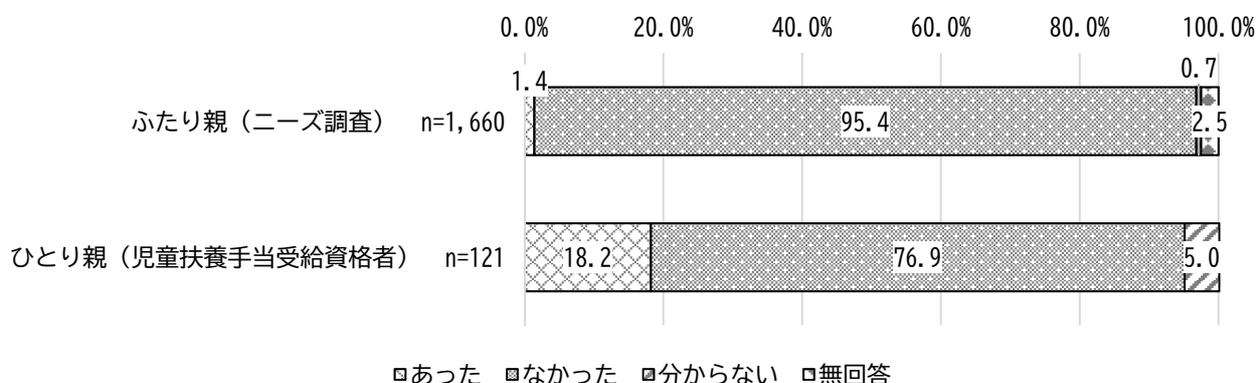


資料：ふたり親・・・鈴鹿市子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査
ひとり親・・・児童扶養手当受給資格者を対象とした「子どもの健康・生活アンケート」

⑤経済的理由の料金滞納で電気・ガス・水道を止められたことの有無

経済的理由の料金滞納で電気・ガス・水道を止められたことの有無について、ふたり親では「あった」が1.4%となっていますが、ひとり親では「あった」が18.2%となっています（図表6-6）。

【図表6-6 経済的理由の料金滞納で電気・ガス・水道を止められたことの有無】

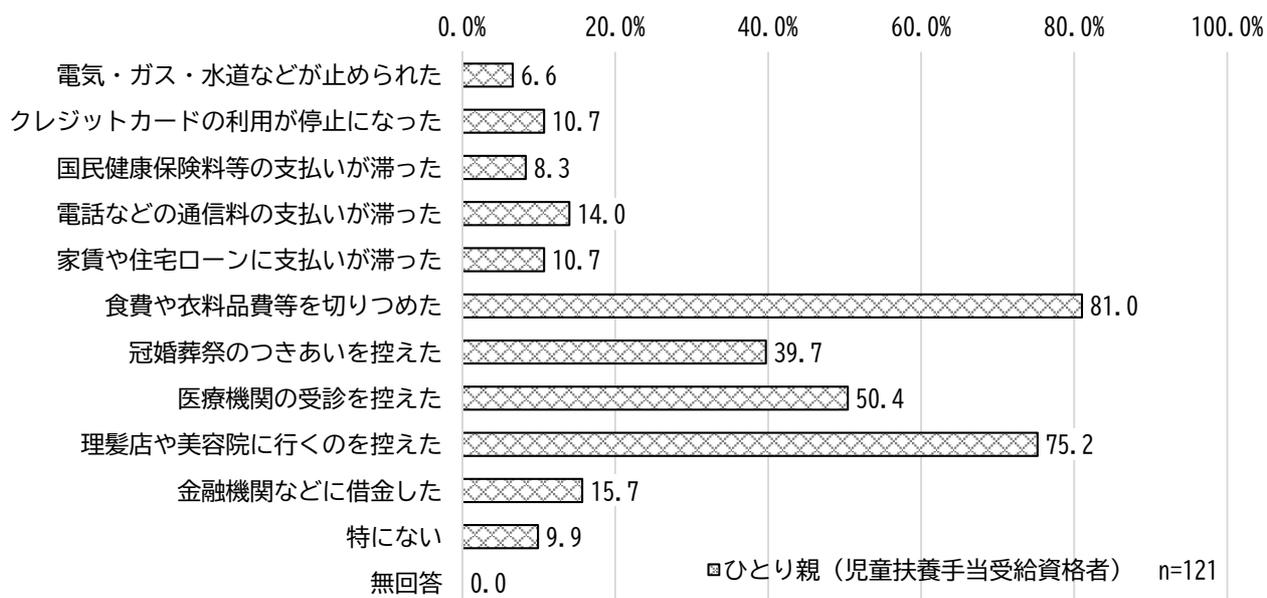


資料：ふたり親・・・鈴鹿市子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査
ひとり親・・・児童扶養手当受給資格者を対象とした「子どもの健康・生活アンケート」

⑥生活における経済的理由による経験

生活における経済的理由による経験について、ひとり親では「食費や衣料品費等を切りつめた」が81.0%で最も高く、次いで「理髪店や美容院に行くのを控えた」が75.2%、「医療機関の受診を控えた」が50.4%となっています（図表6-7）。

【図表6-7 生活における経済的理由による経験】

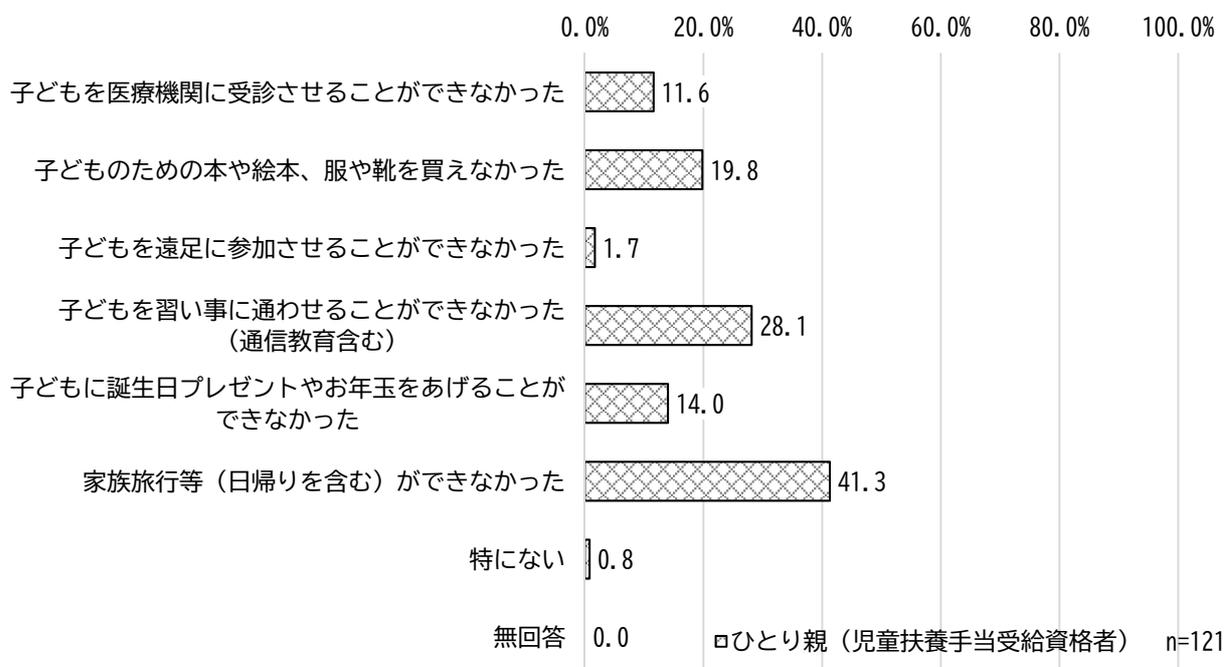


資料：ひとり親・・・児童扶養手当受給資格者を対象とした「子どもの健康・生活アンケート」

⑦子どもにかかわる経済的理由による経験

子どもにかかわる経済的理由による経験について、ひとり親では「家族旅行等（日帰りを含む）ができなかった」が41.3%で最も高く、次いで「子どもを習い事に通わせることができなかった（通信教育含む）」が28.1%、「子どものための本や絵本、服や靴を買えなかった」が19.8%となっています（図表6-8）。

【図表6-8 子どもにかかわる経済的理由による経験】



資料：ひとり親・・・児童扶養手当受給資格者を対象とした「子どもの健康・生活アンケート」

3 本市における課題

(1) 子どもの教育に関する課題

子育ての中で特に大変なこと（困りごと）として、ふたり親とひとり親で比較すると、全体的にひとり親の方が、いずれの回答割合も高くなっています。

また、ひとり親の回答では、「学習塾等（習い事）の費用」が63.6%となっており、更に経済的な理由で「子どもを習い事に通わせることができなかった（通信教育含む）」の割合が28.1%と上位の回答となっていることから、ふたり親家庭に比べてひとり親家庭では、学びの機会が十分に得られていない状況や、進学や就学の選択肢が狭められている状況があります。

(2) 生活に関する課題

子育ての中で特に大変なこと（困りごと）として、「子どもの健康管理・食生活」がふたり親では58.4%、ひとり親では64.5%となっており、いずれも上位の回答となっています。

また、ひとり親家庭では、経済的な理由で「食費や衣料品費等を切りつめた」の回答が81.0%と最も高くなっているため、生活必需品が十分に行き届いていない家庭が多い状況にあります。

また、経済的な理由による料金滞納のために、電気・ガス・水道のいずれかを止められたことがある割合は、ふたり親家庭に比べてひとり親家庭では高くなっているため、家計管理等を自身で行えていない家庭が一定数いることがうかがえます。

(3) 保護者の就労状況や経済状況に関する課題

子育ての中で特に大変なこと（困りごと）として、ひとり親家庭では「仕事と子育ての両立」が81.0%と最も高くなっており、満足に就労できていないことが考えられることから、ひとり親家庭は世帯収入が少ない傾向にあります。

(4) 相談・支援体制に関する課題

困ったときに相談する相手として、ふたり親家庭、ひとり親家庭ともに「親・親族」や「友人・知人」が上位の回答となっています。また、ひとり親家庭の「市等の専門窓口」へ相談する割合はふたり親家庭より高くなっていますが、ひとり親家庭全体としては低く、加えてひとり親家庭では「いない」の割合が22.3%と高くなっているため、悩みや不安を抱えていても相談先がわからない場合や、孤立感を持っている家庭が多い状況にあります。

支援をする側の課題として、悩みを抱えているひとり親家庭へ支援を届けるため、それぞれの支援内容等を把握し、適切な支援へ繋げる必要があります。

4 本市における取組

(1) 基本方針

貧困により、適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、本市の子どもたちが、必要に応じた、教育支援、相談支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目指します。

また、単に貧困の現状改善だけでなく、貧困の連鎖といった、貧困を原因とした将来的に生じる社会的影響を鑑み、長期的な視点で対策に取り組めます。

(2) 具体的な取組への考え方

本市が行ったアンケート結果を踏まえると、引き続き、子育て家庭の中でも、ひとり親家庭への支援が必要と考えられます。

ひとり親家庭の世帯収入は、ふたり親家庭等と比較して下回っているため、家庭の経済状況等により、子どもの将来の夢が経たれることや、進路の選択肢が狭まらないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められています。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立のため、本市では「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第9条第2項3号にある「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」等の支援に引き続き取り組んでいきます。

また、すでに実施されている本市の各事業の支援が、適切に届くように、相談・支援体制を確立いたします。

(3) 具体的な取組

支援項目	内容	具体的事業
教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援の充実 ・ひとり親世帯、生活困窮世帯への学習支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費 ・ひとり親家庭学習ボランティア事業 ・生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業
生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・家計改善支援事業 ・住居確保給付金 ・食糧支援
保護者に対する就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親の就労支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進給付金 ・自立支援教育訓練給付金 ・母子父子寡婦福祉資金貸付
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・手当の支給等による支援 ・養育費の確保に関する支援 ・保護者への経済的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護 ・児童扶養手当 ・放課後児童クラブひとり親家庭利用料支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業のひとり親家庭利用女性 ・一人親家庭等医療費助成 ・特別児童扶養手当
相談・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・相談等による状況の把握 ・連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員の配置 ・自立相談支援事業 ・女性のための電話相談 ・女性相談 ・支援調整会議



第7章 計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を推進する上では、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要とされています。

そのため、行政だけではなく、家庭をはじめ、地域社会、教育・保育施設、学校、企業等、様々な活動主体と連携・協働することで、計画の着実な実施や推進を図ります。

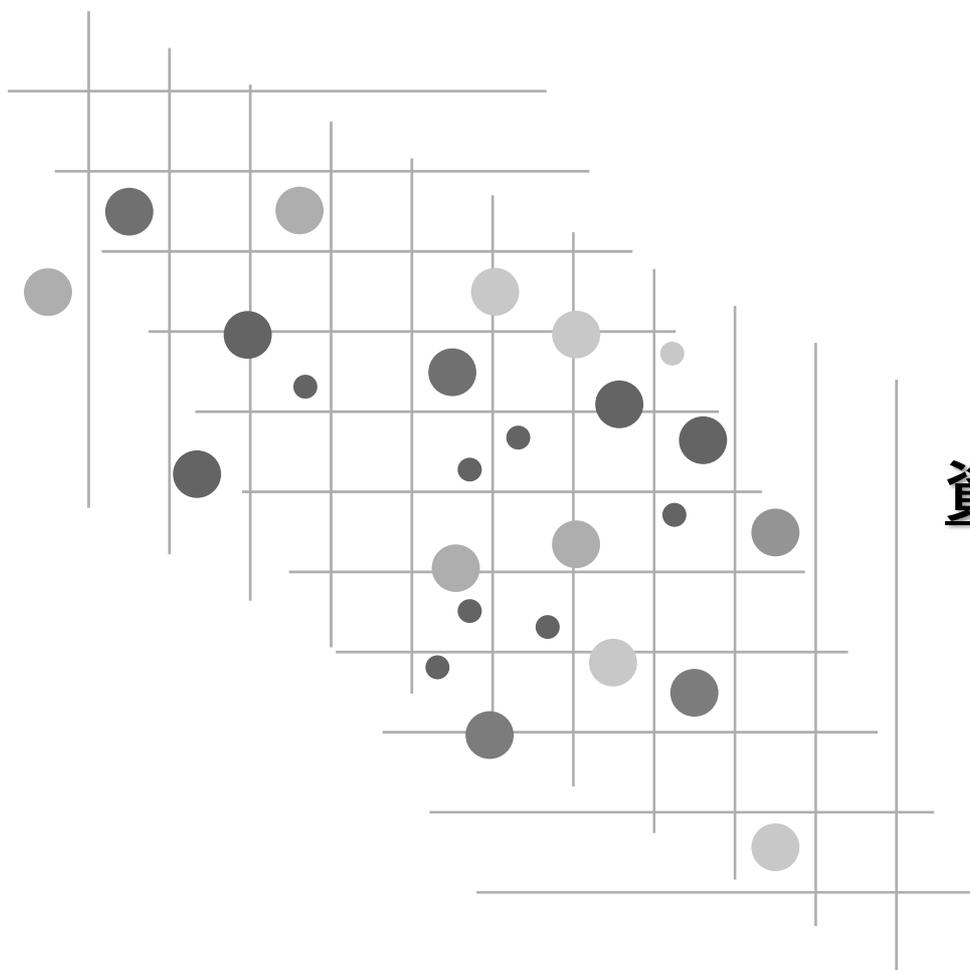
2 計画の評価と進行管理

前計画においては、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する場として位置付けられている子ども・子育て会議において、毎年度、事業の実施状況について点検・評価を行い、国が示す中間年において見直しを行うなど、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行管理や事業の評価、検証などに取り組んできました。

本計画においても、国の基本指針に基づき、引き続き子ども・子育て会議において、毎年度事業の実施状況の点検・評価を行うとともに、子ども・子育て会議での審議の後には市ウェブサイト等で公表を行い、市民への周知を図ります。また、計画期間中、量の見込みと実績とが大きく乖離する場合などにおいては、適切な事業の実施を行うため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

【図表7 PDCAサイクル】





資料編

資料編

1 策定経過

区分		実施内容
第39回	日時	令和6年5月27日(月)
	場所	鈴鹿市役所 本館5階 502・503 会議室
	議題	【議事】 1 令和5年度鈴鹿市子ども・子育て支援施策の実施状況について(点検・評価) 2 第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の策定について 【報告事項】 1 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書について
第40回	日時	令和6年7月22日(月)
	場所	鈴鹿市役所 本館12階 1205 会議室
	議題	【議事】 1 第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画について
第41回	日時	令和6年10月1日(火)
	場所	鈴鹿市役所 本館5階 502・503 会議室
	議題	【議事】 1 第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和6年12月●日～令和●年●月●日：パブリックコメント実施		
第42回	日時	令和7年●月●日(●)
	場所	
	議題	

2 鈴鹿市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	構成区分	氏 名	団体における役職名簿
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画

(発行日) 令和7年3月

(発行) 鈴鹿市

(編集) 子ども政策部子ども政策課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-7661 FAX 059-382-9054

E-mail kodomoseisaku@city.suzuka.lg.jp

URL <https://www.city.suzuka.lg.jp/>